

行政機関・関係団体むけ 高齢者虐待防止・対応のための研修会 【養護者による高齢者虐待編】

第1回（大阪会場）

平成29年2月23日（木） ナレッジキャピタルコングレコンベンションセンターB2F ルーム2+3





本研修会を含む本研究事業の成果物は、事業終了後、認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）のウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク（DCnet）」（<http://www.dcnnet.gr.jp>）に順次掲載いたします。

平成28年度老人保健健康増進等事業に基づく
行政機関・関係団体むけ高齢者虐待防止・対応のための研修会
【養護者による高齢者虐待編】
第1回（大阪会場）

プログラム・目次

開 会 10:00

- 開会挨拶
- 事前説明（開催趣旨・プログラム・資料）……………1

1 過去の調査結果における注目点 10:10～……………3

2 調査結果の活用法 ……～11:40……………18

休 憩 11:40～12:40

3 対応事例演習 12:40～13:35……………21

休 憩 13:35～13:45

4 体制整備・施策展開の方法（講義） 13:45～15:20……………25

- 滝沢 香 先生……………26
- 川端伸子 先生……………43
- 湯原悦子 先生……………73

5 振り返りと情報共有 15:20～16:00……………81

閉 会 16:00

平成28年度老人保健健康増進等事業
「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業」

研究事業プロジェクト委員会

◎委員長，○副委員長

氏名	所属
◎長嶋 紀一	日本大学
○柴尾 慶次	社会医療法人慈薫会 介護老人保健施設大阪緑ヶ丘 日本高齢者虐待防止学会
○松下 年子	横浜市立大学大学院医学研究科看護学専攻・医学部看護学科 日本高齢者虐待防止学会
高村 浩	高村浩法律事務所
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福祉会 公益社団法人日本認知症グループホーム協会
梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター 淑徳大学短期大学部
三瓶 徹	社会福祉法人北海長正会 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
滝沢 香	東京法律事務所 日本高齢者虐待防止学会
川端 伸子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット
市川 知律	有限会社With A Will 公益社団法人日本社会福祉士会
湯原 悦子	日本福祉大学社会福祉学部
中西 三春	公益財団法人東京都医学総合研究所 精神行動医学研究分野 心の健康づくりのための予防・治療・リハビリ法プロジェクト（略称：心の健康プロジェクト）精神保健看護研究室
渡邊 一郎	足立区福祉部高齢福祉課 高齢援護係
渡部 敦子	足立区地域包括支援センターさの
加藤 伸司	認知症介護研究・研修仙台センター
阿部 哲也	認知症介護研究・研修仙台センター
矢吹 知之	認知症介護研究・研修仙台センター
吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター

オブザーバー

厚生労働省老健局高齢者支援課

■ 事前説明

経緯(老人保健健康増進等事業)

- 平成24年度
「高齢者虐待の適切な実態把握・分析・施策還元のための調査研究手法の確立・普及に関する研究事業」
- 平成25年度
「高齢者虐待の要因分析等に関する調査研究事業」
- 平成26年度
「高齢者虐待の要因分析と地方自治体の施策促進に関する調査研究事業」
- 平成27年度
「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の解決・共有に関する調査研究事業」

平成28年度事業

- 「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業」

(老人保健健康増進等事業)

■ゴール設定

- 現行の調査内容に関する課題を整理・検証し、必要な**調査設計の見直し**を行って、調査方法等について具体的な提言を行う。
- 調査分析結果の活用、及び地方自治体への還元を目的とした調査結果の公表方法、及び研究会や資料提供等が継続的に行われる、**調査の実施・集計分析と連動した調査結果の活用・還元方法を確立する。**

法に基づく対応状況調査データによる要因分析の実施

現行調査の課題整理と調査設計の見直し

試験的な調査及び分析の実施

調査の実施・集計分析と連動した調査結果の活用・還元方法の検討

調査結果活用・還元のための研修会の開催

本研修会の趣旨

(研修内容の持ち帰り・還元を念頭に)

- 都道府県の皆様
都道府県主催研修会、市区町村への個別相談支援等、都道府県施策として管内市区町村等へ還元する方法・材料を得る。
- 市区町村、地域包括支援センターの皆様
他市区町村との情報交換を含めた演習体験及び講義等を通じて自市区町村の現状を評価し、今後の改善等に向けた材料を得る。
- 共通
全国調査の結果に対する理解のしかた、自団体における回答データの活用方法等について理解する。併せて、都道府県・市区町村等との情報交換・共通理解をはかる。

1 過去の調査結果における注目点

2 調査結果の活用法

- 今年度実施調査より、全国集計に使用した確定データ（自治体ごと）が、都道府県だけでなく市区町村にも返還される予定です。
- 本項の内容は、調査実施時にPDF形式で配付されている『調査結果の分析・活用方法』に基づいています。

1

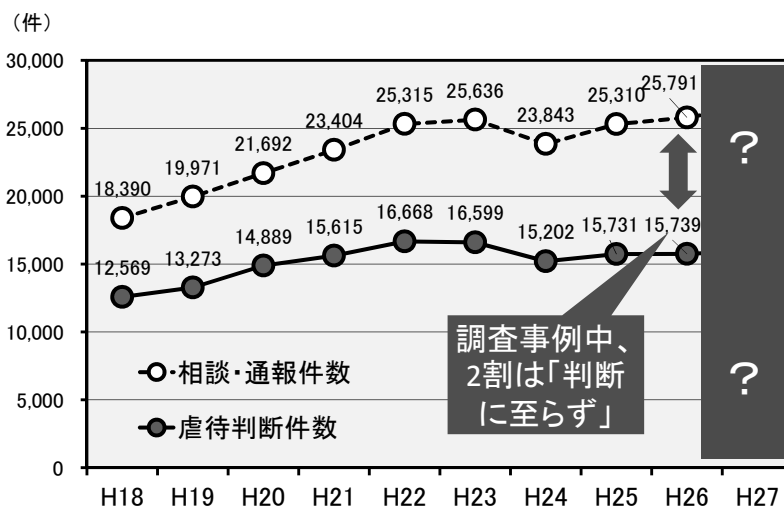
過去の調査結果における注目点

調査の概要（全体）

- 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）
 - 市町村・都道府県における、高齢者虐待（疑い）事例への対応や体制整備の状況等について調査
 - 毎年度実施・公表
 - 調査結果を踏まえ、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることが目的
 - 高齢者虐待（疑い）事例1例ごとに市町村一都道府県が回答し、データを積み上げ（前々回調査より）

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

相談・通報件数と虐待判断事例数



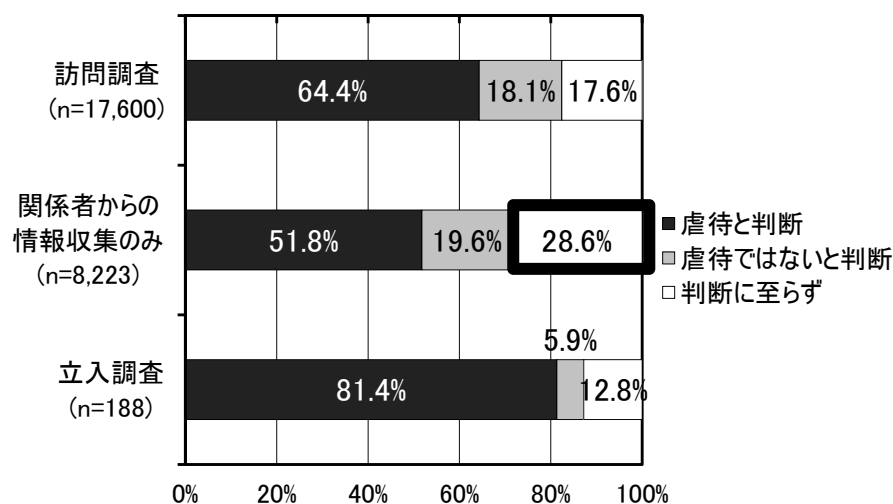
SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

事実確認の状況 ※H26(H27実施調査)

	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	26,011	96.9
立入調査以外の方法により調査を行った事例	25,823	(96.2)
訪問調査を行った事例	17,600	[65.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	8,223	[30.6]
立入調査により調査を行った事例	188	(0.7)
警察が同行した事例	111	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
市町村が単独で実施した事例	77	[0.3]
事実確認調査を行わなかった事例	829	3.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく 事実確認調査不要と判断した事例	521	(1.9)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している 又は事実確認調査の要否を検討中の事例	308	(1.1)
合 計	26,840	100.0

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

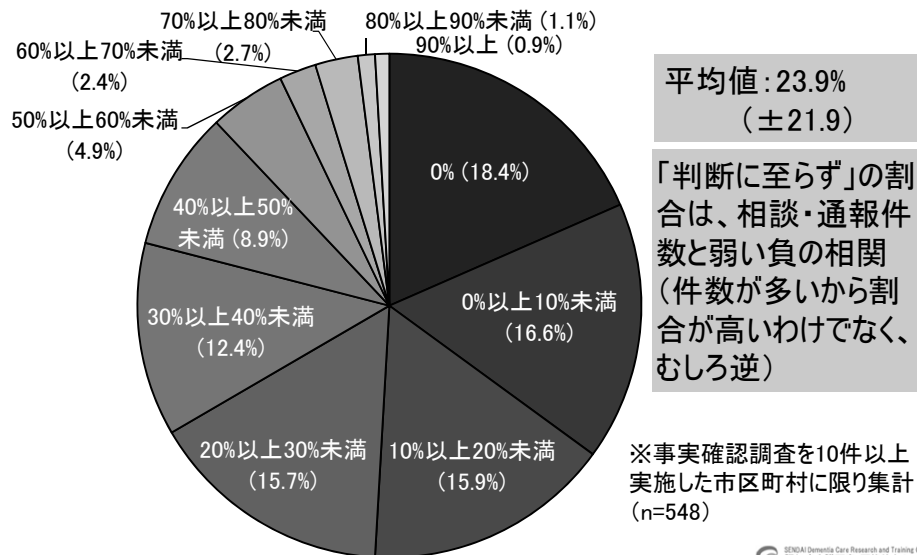
事実確認の方法と結果 ※H26(H27実施調査)



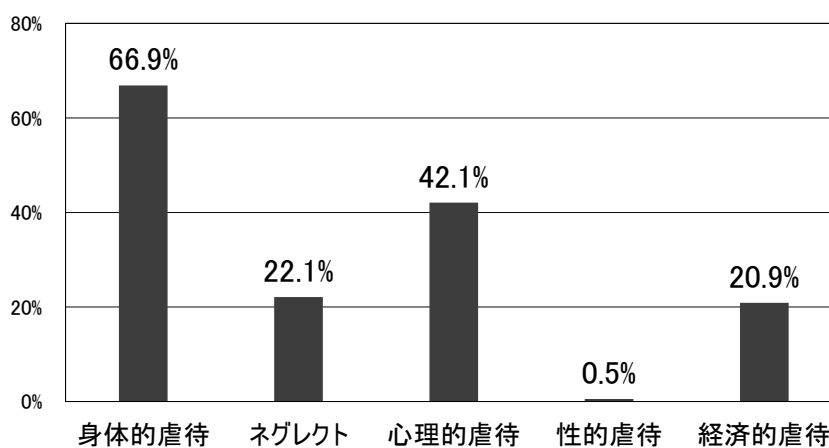
SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

事実確認調査「判断に至らず」の割合

※H26(H27実施調査)、市区町村ごと集計



虐待類型 ※H26(H27実施調査)



※被虐待高齢者の総数16,156人において、被虐待者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

「身体的虐待」の内容 ※H26（H27実施調査）

行為内容	人数	割合
暴力的行為	4,318	(85.8%)
強制的行為・乱暴な扱い	511	(10.2%)
威嚇	409	(8.1%)
身体拘束	154	(3.1%)
その他（身体的虐待）	89	(1.8%)

※複数回答形式（n=5,030）

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

「ネグレクト」の内容 ※H26（H27実施調査）

行為内容	人数	割合
希望・必要とする介護サービスの制限	443	(28.4%)
生活援助全般を行わない	360	(23.1%)
水分・食事摂取の放任	313	(20.1%)
希望・必要とする医療サービスの制限	300	(19.2%)
劣悪な住環境で生活させる	245	(15.7%)
排泄介助放棄	204	(13.1%)
介護者が不在の場合がある	121	(7.8%)
入浴介助放棄	84	(5.4%)
その他（ネグレクト）	376	(24.1%)

※複数回答形式(n=1,561)

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

「心理的虐待」の内容 ※H26(H27実施調査)

行為内容	人数	割合
暴言・威圧・侮辱・脅迫	2,903	(91.8%)
無視・訴えの否定や拒否	253	(8.0%)
嫌がらせ	118	(3.7%)
その他(心理的虐待)	78	(2.5%)

※複数回答形式 (n=3,164)

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

「性的虐待」の内容 ※H26(H27実施調査)

行為内容	人数	割合
性行為の強要・性的暴力	27	(58.7%)
介護に係る性的羞恥心を喚起する行為の強要	6	(13.0%)
介護行為に関係しない性的嫌がらせ	4	(8.7%)
その他(性的虐待)	11	(23.9%)

※複数回答形式 (n=46)

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

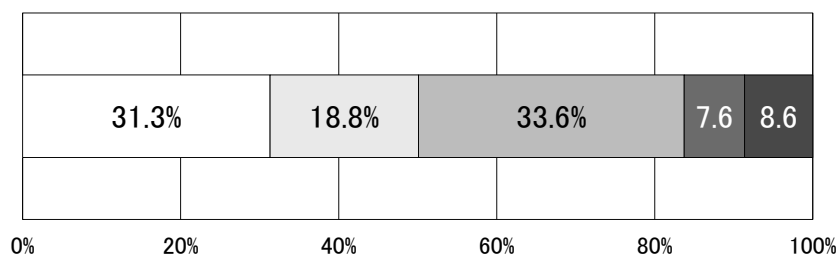
「経済的虐待」の内容 ※H26(H27実施調査)

行為内容	人数	割合
年金の取り上げ	539	(37.9%)
必要な費用の不払い	329	(23.2%)
預貯金の取り上げ	231	(16.3%)
預貯金・カード等の不当な使い込み	212	(14.9%)
日常的な金銭を渡さない・使わせない	157	(11.0%)
預貯金・カード等の不当な支払強要	50	(3.5%)
不動産・利子・配当等収入の取り上げ	21	(1.5%)
不動産・有価証券などの無断売却	16	(1.1%)
その他(経済的虐待)	279	(19.6%)

※複数回答形式 (n=1,421)

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

深刻度 ※H26(H27実施調査)



- 1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等
- 2
- 3-生命・身体・生活に著しい影響
- 4
- 5-生命・身体・生活に関する重大な危険

※被虐待高齢者の総数
16,156人における割合

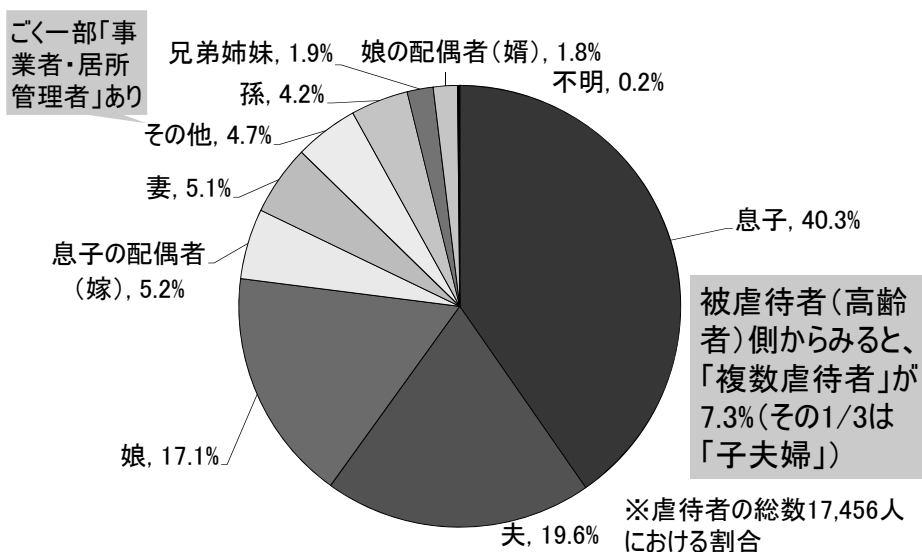
SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

虐待類型・深刻度に関係する要因

- 要介護度が高いほど、認知症や身体自立度が重いほど・・・
 - 身体的虐待・心理的虐待の割合は下がり、ネグレクトの割合が上がる傾向
 - 深刻度がやや高まる傾向
- 高齢者と養護者が別居の場合・・・
 - 経済的虐待の割合が同居の場合より高くなる傾向

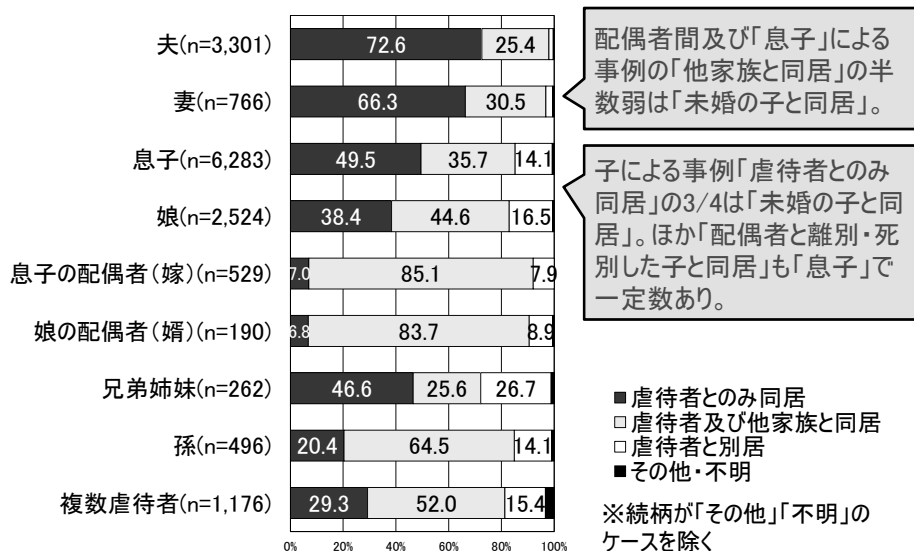
SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

虐待者（養護者）の続柄 ※H26（H27実施調査）



SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

虐待者の続柄と同別居関係 ※H26（H27実施調査）



SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

発生要因（上位10） ※H26（H27実施調査）

（複数回答）

要因	割合
虐待者の介護疲れ・介護ストレス	23.4%
虐待者の障害・疾病	22.2%
家庭における経済的困窮（経済的問題）	16.1%
虐待者の性格や人格（に基づく言動）	12.6%
被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	12.5%
被虐待者の認知症の症状	12.3%
虐待者の飲酒の影響	6.6%
虐待者の知識や情報の不足	6.2%
虐待者の精神状態が安定していない	4.6%
被虐待者本人の性格や人格（に基づく言動）	4.3%

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

続柄別発生要因(上位6) ※H26(H27実施調査)

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
夫	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	虐待者の飲酒の影響
妻	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の障害・疾病	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	経済的困窮(経済的問題)
息子	虐待者の障害・疾病	経済的困窮(経済的問題)	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	虐待者の性格や人格(に基づく言動)	被虐待者の認知症の症状	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係
娘	虐待者の障害・疾病	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	経済的困窮(経済的問題)	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	被虐待者の認知症の症状	虐待者の精神状態が安定していない

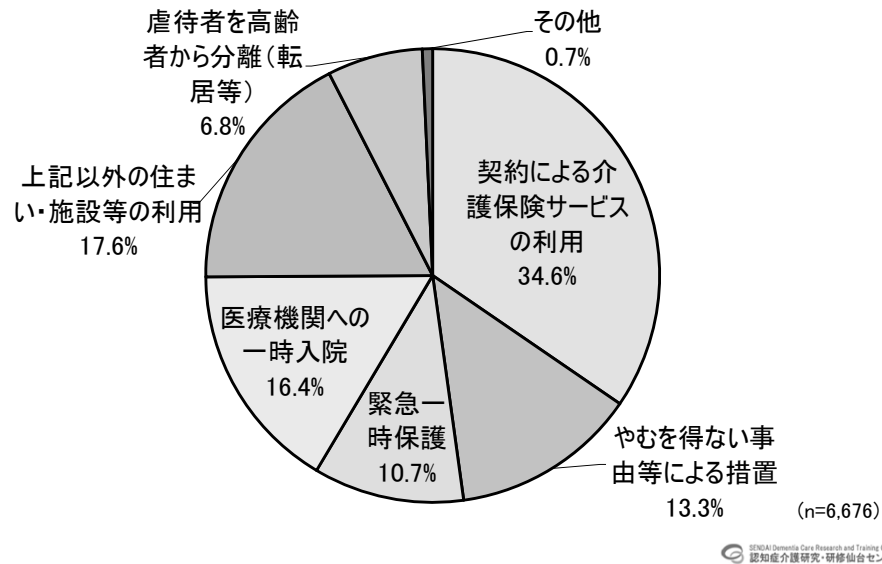
 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

虐待事例への対応方法 ※H26(H27実施調査)

	人数	割合
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	6,676	31.2%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	10,781	50.4%
経過観察(見守り)のみ	(2,849)	(13.3%)
それ以外の対応も実施	(7,932)	(37.1%)
現在対応について検討・調整中の事例	504	2.4%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	1,701	8.0%
その他(前年度からの継続事例含む)	1,731	8.1%
合計	21,393	100.0%

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

「分離」の内訳 ※H26（H27実施調査）



対応結果もしくは対象年度末日の状況

※H26（H27実施調査）

	人数	割合
対応継続	6,965	32.6%
一定の対応終了、経過観察継続	5,339	25.0%
終結	9,089	42.5%
合計	21,393	100%

「対応継続」の内容 ※H26(H27実施調査)

	対応継続とされた状況								
	続 状況安定・見守り継	対 応 中 等	施 設 等 入 所 、 別 居 等	入 所 待 ち 、 サ ー ビ ス 調 整 中 、 転 居 調 整 中	在 宅 サ ー ビ ス 利 用 中	援 続 養 護 者 支 援 、 家 族 支	被 害 状 況 安 定 せ ず 被 虐 待 者 へ の 対 応 継 続	対 応 検 討 中 退 院 等 の 動 き 待 ち 、	ケ ア マ ネ ジ ャ ー に よ る 管 理 中
人数	272	234	135	84	60	36	29	15	12
割合	34.8%	30.0%	17.3%	10.8%	7.7%	4.6%	3.7%	1.9%	1.5%

*対応継続とされ、調査対象年度末時点での状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類 (n=781)

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

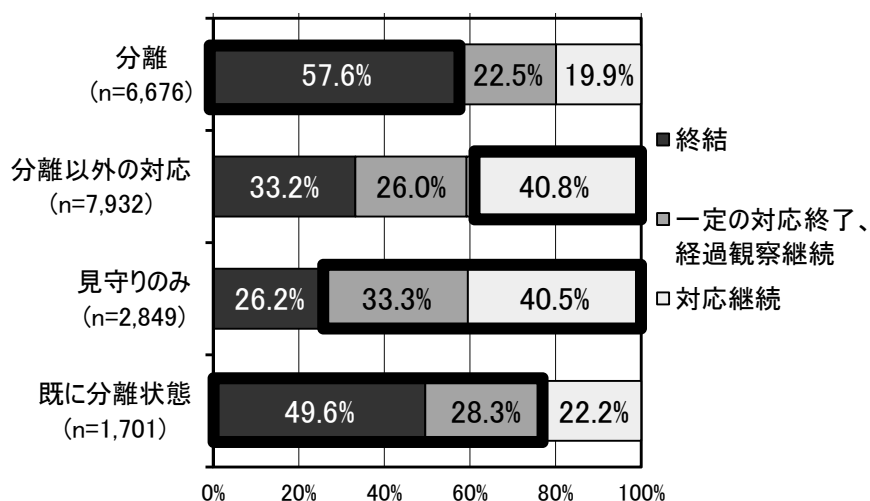
「終結」の内容 ※H26(H27実施調査)

	終結とされた状況									
	施設入所・入院	在宅での状況が安定し支援不要、通常のケアマネジメントに移行等	本人死亡	本人転居・養護者との別居	養護者入院・加療・転居等	成年後見等権利擁護対応による安定	養護者死亡	生活保護等の制度利用による安定	離婚等による別居	その他
人数	1,440	629	535	244	183	139	92	45	12	66
割合	44.7%	19.5%	16.6%	7.6%	5.7%	4.3%	2.9%	1.4%	0.4%	2.0%

*終結時の状況について回答があった記述内容を複数回答形式で分類 (n=3,221)

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

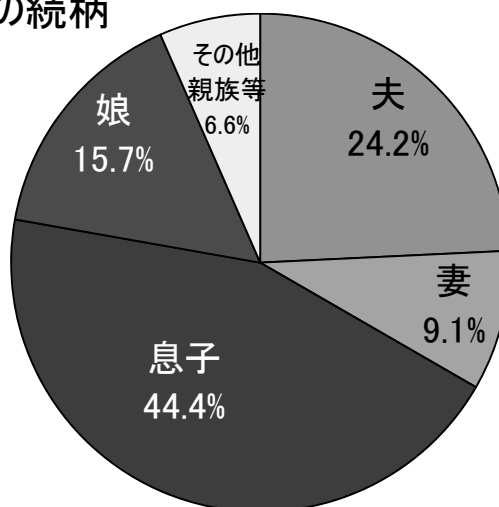
対応方法と対応結果 ※H26（H27実施調査）



SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

死亡事例の状況 ※H19～H26累計

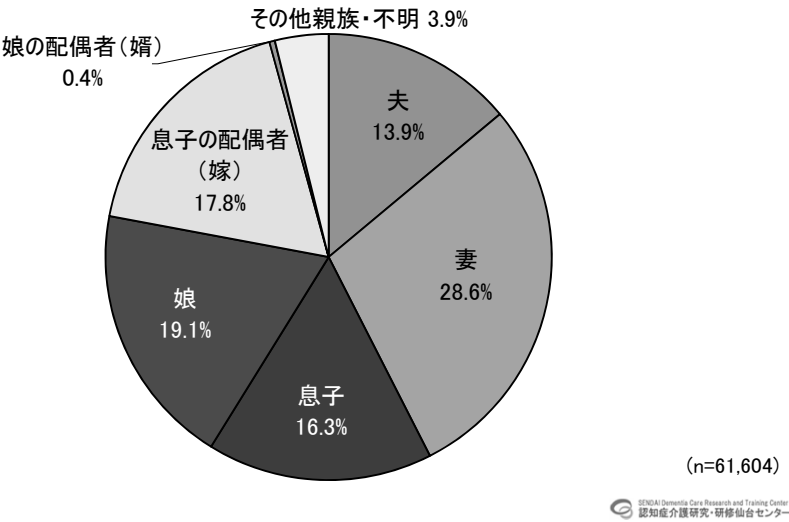
●加害者の続柄



(n=198)

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

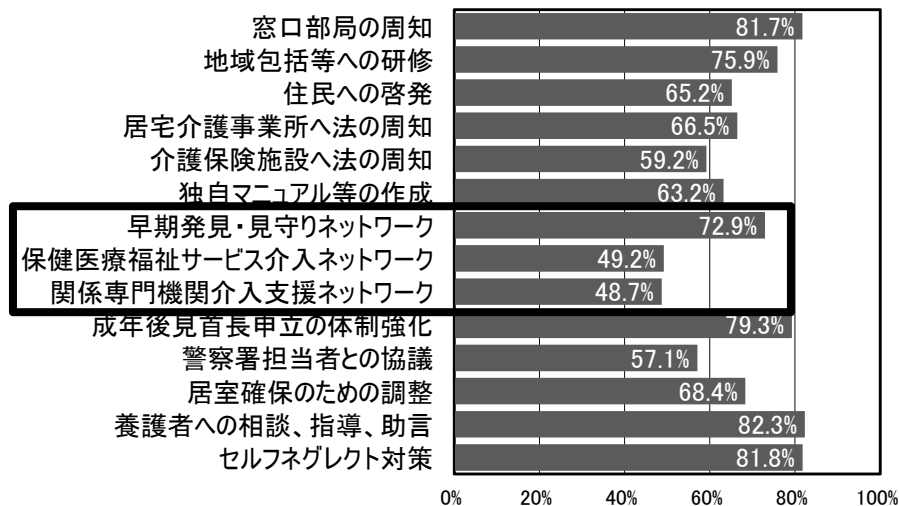
【参考】在宅要介護高齢者の主たる介護者
(平成25年国民生活基礎調査:介護票)



●加害者の続柄と事件形態

			事件形態					
			殺人	虐待致死(除ネグレクト)	ネグレクトによる致死	心中	その他	合計
続柄	夫	人数	26	2	4	12	4	48
		割合	54.2%	4.2%	8.3%	25.0%	8.3%	100%
	妻	人数	10	1	5	2	0	18
		割合	55.6%	5.6%	27.8%	11.1%	0.0%	100%
	息子	人数	40	19	24	4	1	88
		割合	45.5%	21.6%	27.3%	4.5%	1.1%	100%
	娘	人数	14	2	11	0	4	31
		割合	45.2%	6.5%	35.5%	0.0%	12.9%	100%
	続柄その他・不明	人数	1	4	6	1	1	13
		割合	7.7%	30.8%	46.2%	7.7%	7.7%	100%
全体		人数	91	28	50	19	10	198
		割合	46.0%	14.1%	25.3%	9.6%	5.1%	100%

市町村の体制整備状況 ※H26（H27実施調査）



SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

体制整備と対応件数の関係

- 体制整備が行われている自治体の方が、相談・通報件数、虐待判断事例数（いずれも高齢者人口比かつ養護者による高齢者虐待）が多い傾向
- 体制整備が十分でない自治体では、対応事例「なし」の割合も全体より高くなる傾向
- 体制整備と対応件数の間には、互いに増加させる弱い影響関係がある

SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

2

調査結果の活用法

入力結果の活用

- 個別事例の振り返り
 - 事例ごとの経過を追うことによる対応方法の検証
 - 重大事例（死亡事例）発生時の詳細の整理
 - 入力作業を通じた対応範囲・内容等の確認
- 対応ケース全体の検証（レビュー）
 - 集計値の参照・比較（後述）を含めて

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

分析データとしての活用

- 自動集計による単純集計結果の確認
 - 市区町村：「〇票集計」シート（グラフ付）
 - 都道府県：「〇票集計」シート（管内全体、グラフ付）
「収集【〇票】」シート（市区町村一覧）
- 項目間の関連性の独自分析
 - Microsoft Excelの「ピボットテーブル」機能の活用
（具体的な方法は『調査結果の分析・活用方法』に記載）

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

集計・分析結果の活用

- 自治体内の傾向把握
 - 自治体内の結果から傾向を把握
 - 都道府県や全国の結果との比較
- 体制整備等の検証と必要施策の検討
 - 虐待対応全体に係る体制整備等の検証と必要施策の検討
 - 重大事例発生時の検証と必要施策の検討
- 研修・会議や啓発活動への活用

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

体制整備等の検証と必要施策の検討(例)

【相談・通報】

- 虐待相談、通報者にケアマネジャー及び民生委員が占める割合が多かったことから、これらの人を特に対象とした研修会を実施することとした。
- 特にケアマネジャーや事業所職員からの相談・通報が遅れる(状況が悪化したり被害が拡大したりするまで抱え込んでしまう)傾向があったため、これらの人を対象に、早期発見・早期対応を主眼とした研修を企画した。

【対応状況】

- 終結に至らない継続ケースを含めて対応件数が増加してきたため、担当業務体制、人員配置を見直した。
- 法律や権利擁護制度に精通しないと対応が難しいケースが増えてきたため、専門職団体との委託契約を行った。
- 成年後見制度の市町村長申立や、措置入所などによる対応を要する事例が徐々に増加する一方で、対応のルールや根拠が不明確であったため、要綱を定めた。

【被虐待者・虐待者の属性】

- 被虐待者の大半が認知症高齢者であったことから、また認知症の理解が無いことで虐待に至る事例が多発していることから、地域における認知症に対する正しい知識の普及と啓発のための事業を予算化した。
- 虐待者に「息子」の割合が高く、地域に息子と親の二人暮らし世帯が増えているため、男性介護者が参加しやすい集会等を企画し、参加を呼び掛けている。

(平成24年度事業結果より)

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

研修・会議や啓発活動への活用(例)

- 法に基づく対応状況調査の集計結果に加えて、自治体内で独自の項目を設定し詳しい分析を行っている。この結果を自治体が設置する、高齢者虐待防止対策を検討する委員会に報告し、施策検討を行うための根拠資料としている。
- 高齢者虐待事例への対応方法・養護者支援方法等について、分析結果を踏まえて課題や実施困難な点を整理している。これを地域ケア会議のメンバー間で共有し、問題意識を統一してから個別の課題解決について検討している。
- 前年度の高齢者虐待対応の状況分析を踏まえて、それらの状況を示すとともに事業所等に対して取組の進展を促す自治体独自の通知を発出した。
- 虐待対応のマニュアルについて、実際の対応状況のデータと対照させて検証（事例検討）し、それらの結果を研修等の場で共有し、さらにそれを踏まえてマニュアルの修正等に反映させている。

(平成24年度事業結果より)

 SENDAI Dementia Care Research and Training Center
認知症介護研究・研修仙台センター

3 対応事例演習

①
事例
確認
(5分)

②
GW①
課題抽出
(10分)

③
GW②
改善策
検討
(20分)

④
発表
(10分)

事例

○発生した家庭

A市に住む、認知症がある母親と、ひとりで介護する息子のみで構成される家庭。息子は5年前に人間関係の問題から勤め先を退職し、他県から実家に戻って生活していた。以後両親の年金と退職金の取り崩しで生活していたが、3年前に父親が他界し、その後母親に認知症の症状がみられるようになった。母親は要介護3の認定を受けており、認知症高齢者の日常生活自立度はⅢa。食事や入浴、排泄介助の拒否や、不意の外出がみられるようである。

○A市の状況

人口6万人のA市の高齢化率は30%を超えており、4か所の地域包括支援センター（直営型1・委託型3）が設置されている。直営型のセンターは市の高齢福祉課内に設置されている。

○対応の経過

本事例の半年前に、近隣住民から地域包括支援センター（委託）に通報があり、訪問による事実確認調査を行った。身体的虐待及びネグレクトが疑われたが、息子が反省の弁を述べ、遠方に住む妹と相談しながら介護を進めること、介護保険サービスを導入することに同意したため、虐待とは判断せずに今後の経過を見守ることとした。その後、母親には週3回の訪問介護を導入した。なお、サービス導入時、担当ケアマネジャーには、家庭の環境や介護の困難さ等については情報が提供されたが、通報対応を行ったことは伝達されなかった。

半年後、訪問介護事業所スタッフから母親の背中にアザがあること、やせてきていることを伝えた直後から、息子からの電話で訪問介護を断ることが増えた。さらに電話がない利用日でもインターホン越しに息子が訪問を拒否するようになってきた。訪問介護事業所のスタッフから報告を受けていた、同事業所サービス提供責任者と担当ケアマネジャー間で相談を続けていたが、息子に連絡すると激しく拒否されるようになり、対応が進まなかった。

さらに1ヶ月後、担当ケアマネジャーから連絡を受けたことで、地域包括支援センター（委託）担当者が当該家庭を訪問することとなった。しかし息子からは暴言や水を撒くなどの激しい拒否があり、母親の様子を確認することはできなかった。妹の手配で、母親には夕食の宅配が行われていたが、自宅裏口には手を付けていない弁当が詰められたゴミ袋があった。

緊急対応の必要性を感じた地域包括支援センターでは、市担当課に相談し、警察を同行しての立入調査や、分離保護対応も検討されたが、立入調査の経験はなく、保護のための居室も確保されていなかった。そのため、市では県に対応方法を相談することとした。県に電話したところ「検討の上返答する」とのことであり、回答を待つこととした。

回答を待つ間に、当該家庭の様子を担当ケアマネジャーが見に行った際に、近所の住民から異臭と息子の様子が怖いとの情報があった。この情報を共有したことで、市担当課から最寄り警察署の生活安全課に経緯を含めて相談し、立入調査ではなく、警察による訪問を行うこととなった。息子はここでも激しく抵抗し、警官にほうきを逆に持って向かってきたため、取り押さえて家屋内に突入した。

母親は全身にアザがあり、やせ衰えた状態で発見されたが、救急搬送の後一命はとりとめた。しかし、現在も意識は戻っていない。

MEMO

4

体制整備・施策展開の方法 (講義)

- 滝沢 香 先生……26
- 川端伸子 先生……43
- 湯原悦子 先生……73

認知症介護研究・研修仙台センター
高齢者虐待防止・対応のための研修会

2017/2/23 大阪会場
弁護士 滝沢 香

1

解説のポイント

- 事実確認と虐待の判断の法的意義
- 立入調査の法的根拠と権限行使
- 警察との連携に関わる法律
- 市町村・都道府県における対応スキルの向上
～虐待対応専門職チームの活用を例に

2

事実確認と虐待の判断の法的意義

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

3

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

4

事実確認

市町村の権限と責任において行わなければならない(9条1項)。市町村には情報収集の権限がある。

市町村の責任でコアメンバーでの緊急性の判断がされても、その後の事実認定やアセスメントについては、地域包括や現場従事者に情報収集を任せてしまうのではなく、市町村の責任での対応や判断は必要となる。

5

- 事実確認においては、本人に関わる介護や医療従事者や事業者、地域住民をどのように巻き込むか。適切な役割分担の中で様々な情報を集約し、共有化できるか。
- 各情報を、誰が、いつ、どんな状況で得られたものであるかを押さえ、また、不足する情報について、誰が、どんな方法で、いつまでに取得するか、根拠と証拠のある事実調査をしていく仕組みとリーダーシップ。
- 必要な情報集約のため、帳票などの活用、事実確認のチェックシートなどの活用が事実調査に資する。

6

事実確認におけるポイント

- ① 市町村の責任で事実確認を行うべきこと。
- ② 虐待の判断や今後の支援計画のために必要な情報が集約されているかを確認する。
- ③ その結果必要な情報が不足していた場合、その集約のために、誰が、どのような方法で、いつまでにするか検討し、役割分担と期間を明確にする。
- ④ 事実確認の間、当面の対応として必要なことは何か、それを誰が担うのかを確認する。

7

虐待の判断にあたっての市町村の対応

- ① 「虐待」にあたるかどうかの判断をする際は、高齢者本人の保護や支援、そして養護者への支援を行うための前提としての認定であることを、意識する。
- ② 「虐待」の判断は、今後のとるべき対応手段との関係をふまえてなされるべきである。
- ③ 「虐待」の判断は、処罰の観点や医学的観点からするものではなく、「高齢者が安心して暮らす権利」の視点からなすものであり、それをふまえた上で、諸事情を考慮することになる。
- ④ 「虐待」判断の根拠となった情報と証拠などを明確に整理する。
- ⑤ 「虐待」と判断できなかった場合でも、支援が不要ではなく、別の支援計画にのせる。

8

市町村等が適切な対応を行わなかった場合の法的責任

明らかな虐待があることがうかがえるにもかかわらず、市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、

市町村や都道府県が権限の行使をすべき状況が明らかであり、虐待対応の作為義務があると認められる場合に、

その権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村や都道府県は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性がある。

9

行政の権限不行使についての裁判例 障害者虐待：サン・グループ事件

平成15年3月24日大津地裁判決（判例時報1831号3頁）

- 1 知的障害者の使用者の障害者に対する暴力、適正賃金の不払、劣悪な労働条件下での作業強制等の不法行為を理由とする損害賠償請求が認められた
- 2 知的障害者更正施設を退所して私企業に雇用された知的障害者が使用者の暴力等により死亡した場合に右施設の使用（県）に就労状況等の調査義務の懈怠があったとして賠償責任があるとされた
- 3 労働基準監督官が知的障害者からその使用者の最低賃金法違反等を記載した文書等を受理したが監督権を行使しなかったことが違法とされた
- 4 公共職業安定所に求職登録をその紹介により就職した知的障害者の職場の実情につき右安定所の監督権の不行使が違法とされた

※日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編「障害者虐待防止法活用ハンドブック」（民事法研究会）35～36頁参照

10

立入調査の法的根拠と権限行使

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

11

立入調査が必要と判断される状況の例 (厚生労働省マニュアル)

○高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。

○高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。

○何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。

○過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。

○高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。

12

立入調査が必要と判断される状況の例
(厚生労働省マニュアル)

- 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

13

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

14

立入調査権の要件の判断

「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる」

⇒高齢者・養護者の住居の平穏を侵害してでも、市長町に住居に立ち入る強制権限を行使させる必要がある。

拒否という事情だけでは要件は充たさず、通院先の医療機関への照会などでリスクなどを検討したり、訪問する人や時間帯の工夫などで状況を把握するなどの情報収集を重ねる必要がある。ただし、この場合の緊急性は、そもそも事実確認ができないために立入調査を行おうとするのであるから、「一時保護」と同じような厳格な要件としてとらえるべきではない。

おそれのある事例で、市町村長が立入調査を実施せず、その結果、高齢者の安全を確保することができなかった場合、法的責任を問われる可能性がある。

15

立入調査権の権限の範囲

物理的な有形力の行使をしてでも立ち入るということを認めるものではなく、世帯の同意なく住居内に立ち入りをして住居侵入罪などの犯罪を問われないということと、立入を拒否した場合に、罰則により罰金が科せられることによる間接強制ができるということに留まる。

したがって、鍵を開けたり、壊したりして立ち入ったり、窓ガラスを破って入ることまで許容するものではない。実務的には、この程度の権限では、拒否の強い世帯への立入は困難である場合もあるが、警察による立入などとは一線を画すもの。

市町村の権限としてできる範囲は、間接的な強制による説得までであり、それでは目的を達成できない場合には、警察との連携により警察官の同行を要請し、警職法の発動を活用するということも必要（12条）。

16

立入調査のための準備

- 立入調査権行使の具体的なシミュレーションの想定
～実施のタイミング、同行者と役割分担、確認事項の整理
- 警察や医療機関などとの連携の必要性の検討
～養護者の暴力や暴言が予測される場合の対応、医療関係者の同行、高齢者の保護先の確保
- 立入調査に失敗した養護者との関係の修復のために
どのような対応をすべきか

17

警察との連携

（警察署長に対する援助要請等）

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

18

警察署長による援助の方法

- ①職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によっては立入調査権のある職員と一緒に居宅に入ること
- ②養護者等が立入調査権限のある職員の職務執行を妨げようとする場合や高齢者への加害行為が現に行われようとする場合等に、警告を発し、又は行為を引き留め、あるいは高齢者を避難させること
- ③養護者等により、暴行・脅迫等の犯罪行為がまさに行われようとする場合には警告を発し、またはその行為により生命・身体に危険が及び、急を要する場合は制止し、さらに実際に犯罪行為が行われたときは逮捕すること

19

虐待対応専門職チーム

- ◆虐待対応に精通した弁護士と社会福祉士で構成する虐待対応専門職チームを派遣(事案や市町村の状況(対応力や実績等)に応じて派遣する弁護士・社会福祉士を調整)
- ◆行政や地域包括支援センターの状況を見極めながら、専門的な視点で多面的に助言
- ◆市町村、地域包括支援センターによる適切な虐待対応を支援
- ◆市町村の虐待対応に係る体制整備を支援
- ◆市町村、地域包括支援センター職員の資質向上を支援

20

専門職チームの意義と役割

対象—各市町村の高齢者虐待対応担当課
及び地域包括支援センター

目的—各段階での適切な対応をする持続的
な仕組みの確立と担当者の質の向上

手法—人権擁護や法的視点から、あるいは
ソーシャルワークの視点から、専門
職として助言

21

役割

- 緊急性の判断や事実確認(立入調査を含む)、支援計画(アセスメント含む)の策定やその実施・対応の各段階で、各専門職として、現場の具体的な対応を担う職員やその地域の対応の仕組みについて助言やスーパーバイズを行うことが中心
- 具体的なケースについての支援方針の判断や対応を直接に行うことではない



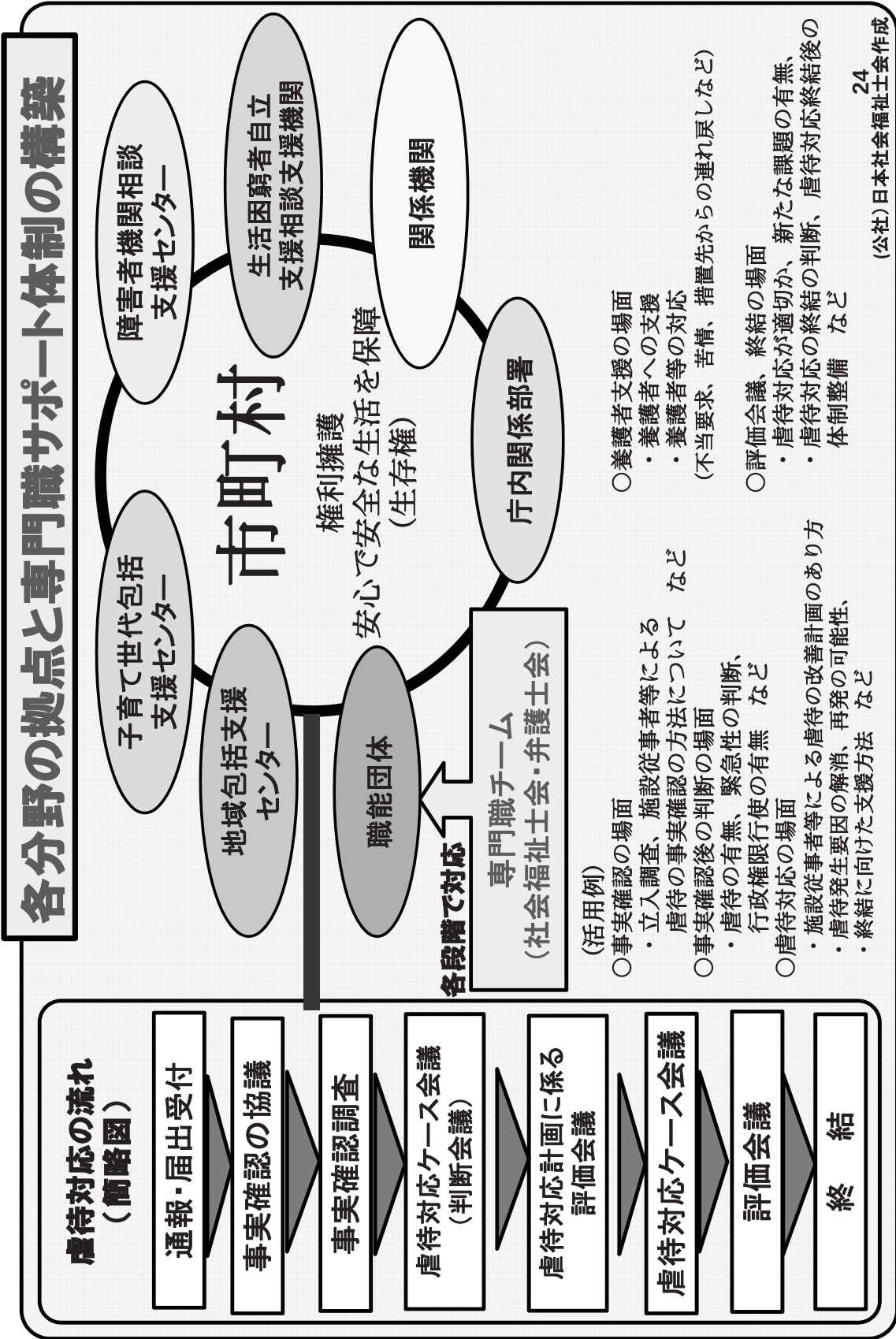
主として、個別ケース会議における助言が中心的な役割

22

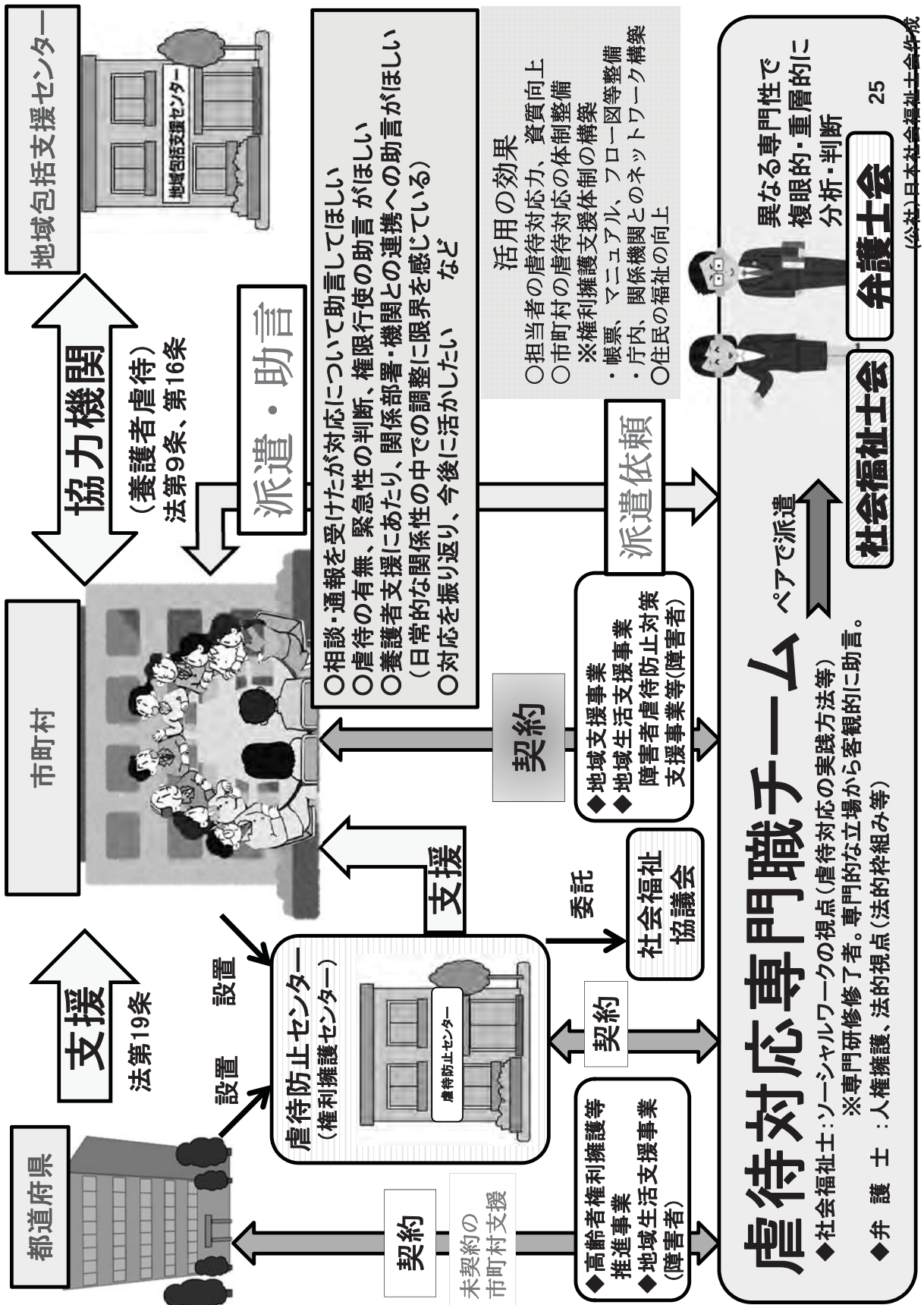
- 現場には、直接的に、発見・通報、もしくは相談段階の対応についての助言を求めるという意識がないこともある。
- しかし、初期の相談や虐待の疑われる情報を見逃して対応が遅れているものも見受けられる。
- チームの役割は、事後的チェックではないが、その地域における相談、通報体制の課題や初期対応について課題を指摘し、仕組みの見直しにつなげる助言をすることもある。

23

市町村における今後の専門職チーム活用のイメージ
(H29年度 老健局予算要求資料より)



虐待対応専門職チームの活用イメージ



通報から終結までのあらゆる段階について、
その段階に必要な検討と対応がなされる仕組みになっているか、担当者の意識が法律にしたがったものになっているか

について様々な助言を行う。

実際には、現場だけでは対応が困難になったり、不安になって、初めて専門職チームを活用することが多いが、タイムリーな会議の開催における活用を重ねる中で、様々な段階における活用を意識してもらうことが望まれる。

26

参考資料 日本社会福祉士会虐待対応専門研修・日本弁護士連合会編『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』

本ページに下記書籍からの引用がありましたが、著作権の都合により割愛いたします。

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編
『障害者虐待防止法活用ハンドブック』（民事法研究会） p.35-36

警察官職務執行法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、警察官がに規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

（質問）

第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つてしていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前2項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

（保護）

第3条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所におい

て、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者

二 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

（犯罪の予防及び制止）

第5条 警察官は、犯罪がまに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（立入）

第6条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

平成28年度認知症介護研究・研修仙台センター 老人保健健康増進等事業

「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の
継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業

平成29年2月23日 大阪会場 養護者編 研修資料

「事実確認、課題分析に基づく 計画的支援と進行管理」

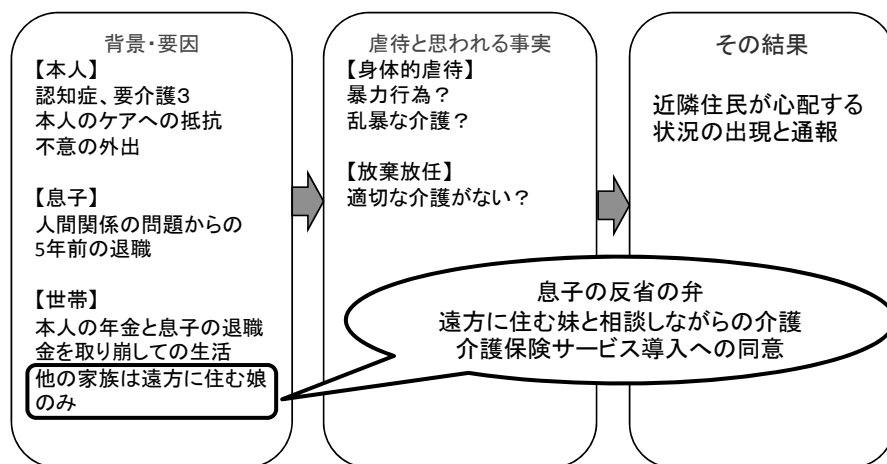
(公社)あい権利擁護支援ネット

社会福祉士 川端 伸子

1

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

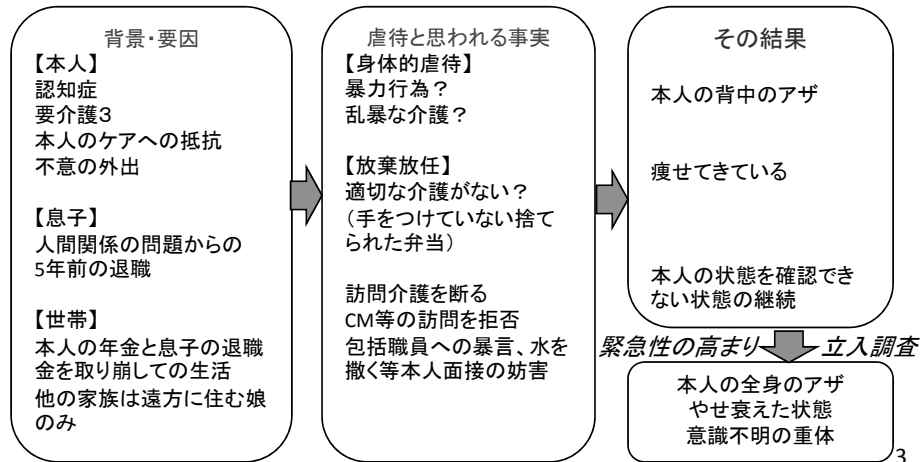
半年前の対応



2

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

半年経過



©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

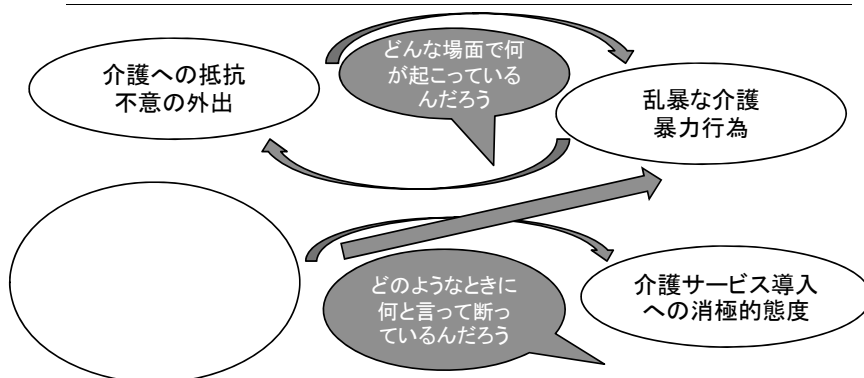
初動期にとらえることができた課題

- ① 本人の介護への拒否、不意の外出
 - i. 本人の拒否、不意の外出についての集中的アセスメント
 - ii. 息子の認知症の理解、認知症ケアスキルUPへの支援
 - ② 息子のメンタルヘルス支援の必要性の確認
 - ③ 世帯の経済状況から、適切なSV利用が可能なかの確認
- ①- ii については、ケアマネジャー中心のチームによる支援でも解決が可能だが、①- i、②③については地域包括支援センターがキーコーディネート機関となり、支援を展開する必要があった
- ④ 「事実＝何が起きているのか」が曖昧 ⇒ 課題を残したままの終結？

4

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

事実の聴き取りの重要性



具体的な事実の聴き取りによって、背景・要因や当事者の思いが明らかになってくるとりあえずの「サービス導入の提案」は、時に当事者をかえって追い詰めてしまう

5

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

事実を聴き取る面接技法（司法面接の概略）

- エピソード記憶は、意味記憶よりももろい。詳細の聴き取りよりも、時系列の事実の聴き取りを優先させる。
 - 《それから質問》聴き取り対象者が黙ったら話が続けられるように促す
 - 「それで？」「それから？」「そのあとどうしましたか？」「他には？」
 - これによって「聴かれないと答えにくいこと」「言い出しにくいこと」が話される
- エピソードをまず「最初から最後まで全部」聴き取り、詳細はそのあとに聴く
 - 《誘い掛け質問》エピソードを時系列で聴き取る
 - 「〇〇の時のことを最初から最後まで全部話してください」

参考）仲真紀子『子どもへの司法面接』有斐閣、2016年9月

6

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

-
- ②《時間分割》「AしてからBまで」というように時間を分割して聴き取る
 - 「〇〇の時の前のことを全部話してください」
 - 「AしてからBまでの間のことを全部話してください」
 - ③《手がかり質問》詳細について、その時の対象者が話した言葉を使ってきく
 - 意味記憶の聴き取りの部分、事実の確認の後に聞く
 - 「△△についてもっと詳しく話してください」

※「こちらから情報を出さない」、「解釈しない」、「コメント、評価しない」、「受容・共感しない」

参考) 仲真紀子『子どもへの司法面接』有斐閣, 2016年9月

7

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

集中的な情報収集による課題抽出①

- 医療情報
 - 本人の診断名、主治医、コメディカルや医療ソーシャルワーカーの関与(と、その時の本人や息子の様子、言動)
 - 主治医意見書と認定調査票
 - 息子の受けている医療の確認(国民健康保険の受診歴確認)と主治医からの情報収集、連携
- 経済情報
 - 介護保険料、医療保険料の滞納状況
 - 確定申告の状況
 - 年金情報
 - 固定資産税の収納の状況
- 家族、世帯の情報
 - 家族の歴史、家族関係の力動の変遷

参考資料1、2 参照

8

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

●警察からの情報収集

- 本人が不意の外出をして迷った際に、保護をしていることがある
- 近隣が、警察へも通報をしていることがある

↓

5W1H(頻度や発生時間帯)、その時の本人や息子の様子、言動

※警察には本来、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、通報義務がある。「虐待」は、警察にとっては「人身安全関連事案」。

参考資料3、4 参照

9

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

ケアマネジャー等との連携

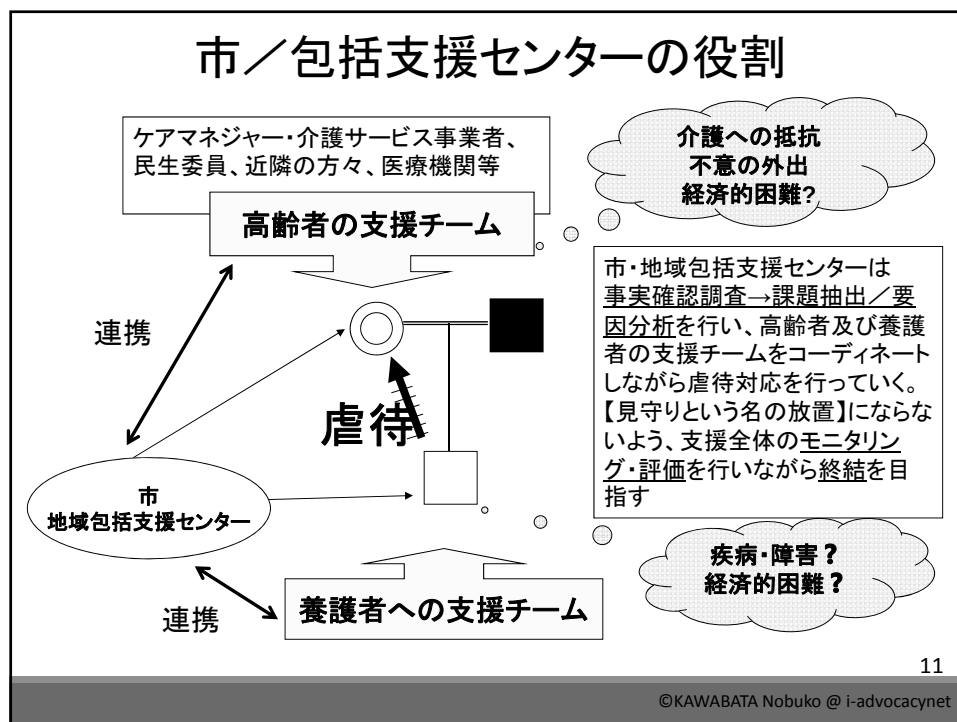
- 個別事例ごとに「虐待対応協力者」として位置づけ、同様の守秘義務を課して、会議で署名を求めている自治体もある

- SV事業者やケアマネジャーからの情報収集のポイント

参考資料5 参照

10

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet



ソフトアプローチからハードアプローチへ 切り替えるかを見極める

- 孤立し介護負担を抱えている養護者に寄り添いながら、当事者の同意を得つつ丁寧な課題解決をしていくことで、虐待が解消できる事例も多い
- しかし、養護者自身が「虐待を止めることができないような状況」に置かれていることもある。適切にハードアプローチへと切り替える必要がある

参考資料6 参照

- ハードアプローチによる介入を行った後も、本人への支援体制、養護者への支援体制を整えるキーコーディネートを行い、ソフトランディングを目指す

12

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

面会制限と解除

- 面会制限をしていること、今後の具体的な見通しを伝える
 - 本人／養護者に対しての説明
 - 緊急事務管理や、成年後見制度の首長申立てをしようと思っている時には、この時に同時に説明することが多い
 - 本人の意思・意向を確認の上で、養護者に、面会制限中の本人の様子を伝えていく
- 部分的面会制限解除(以降、面会)についての意向確認
 - 本人／養護者
- 面会による影響確認
 - 本人／養護者
- 面会の場所・時間帯、約束案の検討
- 面会についての説明
 - 本人／養護者
 - 面会に向けての約束、面会の際の約束の確認
- 面会の実施
- 面会后、面会についての評価を行い、次の面会方法、「約束」を見直す

13

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

在宅生活再開の留意点

- 本人の在宅生活再開についての意思・意向確認
- 在宅生活が可能かどうかの検討(在宅に戻した場合の行動予測)
 - 虐待の要因となるものへの対応ができたか／発生をキャッチし、抑止できるかの確認
 - 在宅での医療／介護保険等サービス利用の必要性、利用可能性の確認
 - 在宅生活再開後、これらのサービス利用が継続しない可能性 ⇒ 約束案の作成
 - 在宅生活再開後、こちらの確認面接等の約束が守られない可能性 ⇒ 約束案の作成
 - 心中リスクについての検討
 - 在宅生活再開の場の検討と確保
- 本人／養護者の意思・意向確認
- 一時外出・外泊の約束と説明⇒一時外出・外泊の実施⇒評価
- 在宅生活再開の約束と説明(約束が守られない場合にどうなるかについても説明)
- 在宅生活再開後のモニタリング・評価

参考資料7 参照

14

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

進行管理

- 多くの事例対応の中で、「一見静かに見える事例」が埋もれてしまうことを防ぐ
- 定期的な進行管理会議を行う
 - (例)月1回、委託包括支援センター内で確認
 - (例)3か月に1回、市と委託包括支援センターとで確認
- 「虐待の疑い」のまま、ケアマネジャーに引き継いだままになっている高齢者虐待対応を終結させていく

参考資料8 参照

15

©KAWABATA Nobuko @ i-advocacynet

【事実確認における情報収集項目例】

情報収集における基本的な根拠法令等

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」9条の1（事実確認の措置を講ずる条文）
- ・「老人福祉法5条の4の2」（福祉の措置の実施者）
- ・「老人福祉法36条」（調査の嘱託及び報告の請求）
- ・「個人情報保護法」16条（利用目的）、23条（第三者提供）における例外規定
- ・各区市町村の個人情報保護条例における「利用及び提供の制限」に係る規定

NO	情報収集項目	なにを	どのように	事実確認に関連する根拠法等	参照事項（児童虐待関係）
1	世帯・家族構成 （高齢者と養護者等の法的関係性の把握）	・法的関係 ・戸籍謄本による法的関係や転居歴等の把握 ・住民票による居所、同居家族の把握	戸籍事務所管課・住民登録所管課へ、各自治体の個人情報保護条例の規定に基づく情報照会依頼 （住民票登録地と居住地が異なる場合は、住民票登録自治体への情報照会を依頼）	◆戸籍法10条の2の2 ◆住民基本台帳法11条の1（住民基本台帳の閲覧）、12条の2の1（住民票の写し等の公用請求） ◆老人福祉法5条の4の2（実態把握・情報提供）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長発雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号平成24年11月30日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」
2	成年後見制度	成年後見の登記（されていない）事項の証明による成年後見人等の有無	法務局	◆後見登記に関する法律10条5項 ◆老人福祉法5条の4の2及び32条	
3	生活保護	受給の有無・相談履歴	福祉事務所	各自治体の個人情報保護条例の規定	
4	福祉サービス	①障害者手帳の有無 ②障害福祉サービス利用状況・相談履歴 ③一般高齢者福祉施策利用状況・相談履歴	障害福祉所管課 障害福祉所管課 高齢福祉所管課	各自治体の個人情報保護条例の規定	
5	公衆衛生・精神保健福祉関係	保健所・保健センター等の関わりの有無	保健所・保健センター等	各自治体の個人情報保護条例の規定	
6	介護保険所管関連	①介護認定の有無及び認定履歴 ②居宅介護支援事業所名・居宅介護支援専門員名 ③介護保険サービス利用歴 ④介護保険申請に関する相談履歴 ⑤主治医意見書記載情報	介護保険所管課	各自治体の個人情報保護条例の規定	
7	地域包括支援センター関連	関わりの状況 相談履歴等	地域包括支援センター所管課 各地域包括支援センター	各自治体の個人情報保護条例の規定	

※表のNoが優先順位を示している訳ではない。

8	警察	関わりの状況(近隣通報で警察が関わった状況、本人からの被害の訴えの状況等)	交番(駐在所)・本署担当課等への聞き取り	高齢者虐待防止法 7条及び 21 条	
9	介護サービス事業者	①契約に基づき把握している事項(基本情報、サービス利用状況、契約者等)	記録・聞き取り・個別ケース会議	高齢者虐待防止法 5条の 2 及び 16 条、17 条	
		②その他把握している情報(高齢者・養護者、その他同居人・家族等の関係、生活状況や行動パターン、職業、住環境等)			
		③虐待に関する事項(高齢者や家族に関する「気になる変化」や気になる生活状況等)			
		④利用料の支払い状況			
10	民生委員	①世帯への関わり状況(訪問等)	担当民生委員(欠員地区の場合は、民協へ確認)	高齢者虐待防止法 5条の 2 及び 16 条、17 条	
		②相談履歴(本人やその家族、近隣等)			
		③把握している情報(高齢者・養護者、その他同居人・家族等の関係、生活状況や行動パターン、職業、住環境等)			
11	その他関係部署・関係機関	世帯に関する相談履歴等	庁内各部署(苦情窓口、消費生活相談窓口、子ども福祉関係等)、障害者支援関係機関、社会福祉協議会等	各自治体の個人情報保護条例の規定	
12	医療情報(本人・養護者に関する)	①介護保険主治医名	介護保険所管課	高齢者虐待防止法 5条の 2 及び 16 条、17 条	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長発雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号平成 24 年 11 月 30 日付通知「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」
		②国民健康保険及び後期高齢者医療受診歴より受診医療機関情報	健康保険所管課		
		③健康診査の受診状況	特定健康診査所管課もしくは後期高齢者医療広域連合		
		④受診状況及び治療・指導内容等	(上記①・②等で把握された)主治医からの個別聞き取り、場合によっては診断書等		
		⑤受傷や低栄養・脱水症状、褥そう等虐待が疑われる事実に対する診立て			
		⑥判断能力に関する診立て	個別聞き取り／主治医意見書(直近の場合／後見申立に関する診断書等)		

※表の No が優先順位を示している訳ではない。

「お役立ち帳」 p 27 差替え

13	世帯の収入状況	①生活保護受給状況（再掲）	福祉事務所	◆老人福祉法 5 条の 4 の 2 ◆老人福祉法 36 条 ◆各自治体の個人情報保護条例の規定 ◆（*）日本年金機構法（最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一號）第 38 条第 5 項 3 号ト	
		②国民年金	国民年金所管課		
		③厚生年金・遺族年金	年金事務所（*）		
		④障害基礎年金 障害厚生年金 特別障害者手当 経過的福祉手当 在宅重度障害者手当	国民年金所管課 年金事務所（*） 障害福祉所管課		
		⑤住民税賦課徴収状況（課税・非課税・納付状況）	税務主管課		
		⑥健康保険料納付状況・所得段階	健康保険所管課		
		⑦介護保険料納付状況（再掲）	介護保険所管課		
		⑧公共料金の滞納状況等	電気・ガス・水道事業者		
14	世帯の資産状況	①固定資産税（固定資産課税台帳）	都税事務所・税務主管課	◆老人福祉法 5 条の 4 の 2 ◆老人福祉法 36 条 ◆不動産登記法 119 条 ◆（*）登記手数料令 19 条に基づく公用申請書にて、手数料免除	
		②不動産の登記事項証明書（土地、建物、区分建物） 土地所有者情報（所有者住所氏名、所有権以外の権利に関する事項等（抵当権の有無等）、権利関係に関する情報）	法務局（*）		
		③預貯金口座及び預貯金額	本人から聞き取れない場合や委任状をとることができない場合、金融機関等への口座開設状況の確認、残高照会を依頼		

※表の No が優先順位を示している訳ではない。

※表 No13③④年金事務所への情報照会時の根拠法（日本年金機構法第 38 条第 5 項 3 号ト）について追加
（平成 28 年 5 月）

（報告書 p47～49 より一部改変）

高齢者虐待防止法に基づく区市町村等への情報提供について（医療機関用）

個人情報保護法における利用目的による制限（個人情報保護法第 16 条）、第三者提供の制限（同法第 23 条）の例外規定と、高齢者虐待における解釈例

1 法令に基づく場合

*高齢者虐待を発見した者が区市町村に通報等を行う場合（高齢者虐待防止法第 7 条）

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

*虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、意識不明又は認知症等により同意の確認が困難な場合等

4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

*高齢者虐待防止法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、介護保険事業者や民生委員、警察等の各関係機関がネットワークを組んで対応する場合

東京都高齢者虐待対応マニュアル p.61 より引用

法令の定める業務

高齢者虐待防止法 9 条

「市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。」

*市町村や委託の地域包括支援センターは、通報を受け付けた後、事実の確認のための措置を講じなければならないため、情報収集をしていかなければならない。

協力する必要がある場合

高齢者虐待防止法第 5 条

「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。」

*病院には、高齢者虐待対応への協力義務が課せられている。

参考資料3

別添 3

第 号		
高齢者虐待事案通報票		
年 月 日		
〇 〇 市 (町、村) 長 殿		
警察署長 印		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	() 一 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	□高齢者と同じ □その他 ()
	電 話	() 一 番
	職 業 等	
等	高齢者との 関 係	□配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 □その他親族 () □その他 ()
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	□身体的虐待 □養護の著しい怠り □心理的虐待 □性的虐待 □経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話 () 一 番 内線	

別添4

高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

- 1 「発見年月日」欄
 高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。
- 2 「発見の経緯」欄
 通報者を秘匿する必要がある場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。
- 3 「高齢者」欄
 被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。
- 4 「養護者等」欄
 加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。
 配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。
 養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。
- 5 「行為類型」欄
 複数選択が可能であり、該当するものすべてにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。
- 6 「虐待の内容」欄
 「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。
- 7 「参考事項」欄
 被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。
- 8 「担当者・連絡先」欄
 事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

別添5

第 号	
高齢者虐待事案に係る援助依頼書	
年 月 日	
○ ○ 警察署長 殿 ○ ○ 市(町、村)長 印	
高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項 及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。	
依頼事項	日 時 年 月 日 時 分 ~ 時 分 場 所 援助方法 ☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他()
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名 ☐男 ・ ☐女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 ☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()
	電 話 () ー 番
養 護 者	(ふりがな) 氏 名 ☐男 ・ ☐女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 ☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()
	電 話 () ー 番
等	職業等 高齢者との関係 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族() ☐ その他()
虐 待 の 状 況	行 為 類 型 ☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
	虐待の内容
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由	
警察の援助を必要とする理由	
担当者・連絡先	所属・役職 氏名 電話 () ー 番 内線 携帯電話 ー 番

人身安全関連事案に対処するための体制の確立等について

本部対処体制

警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行う。

生安部門と刑事部門を総合した編成

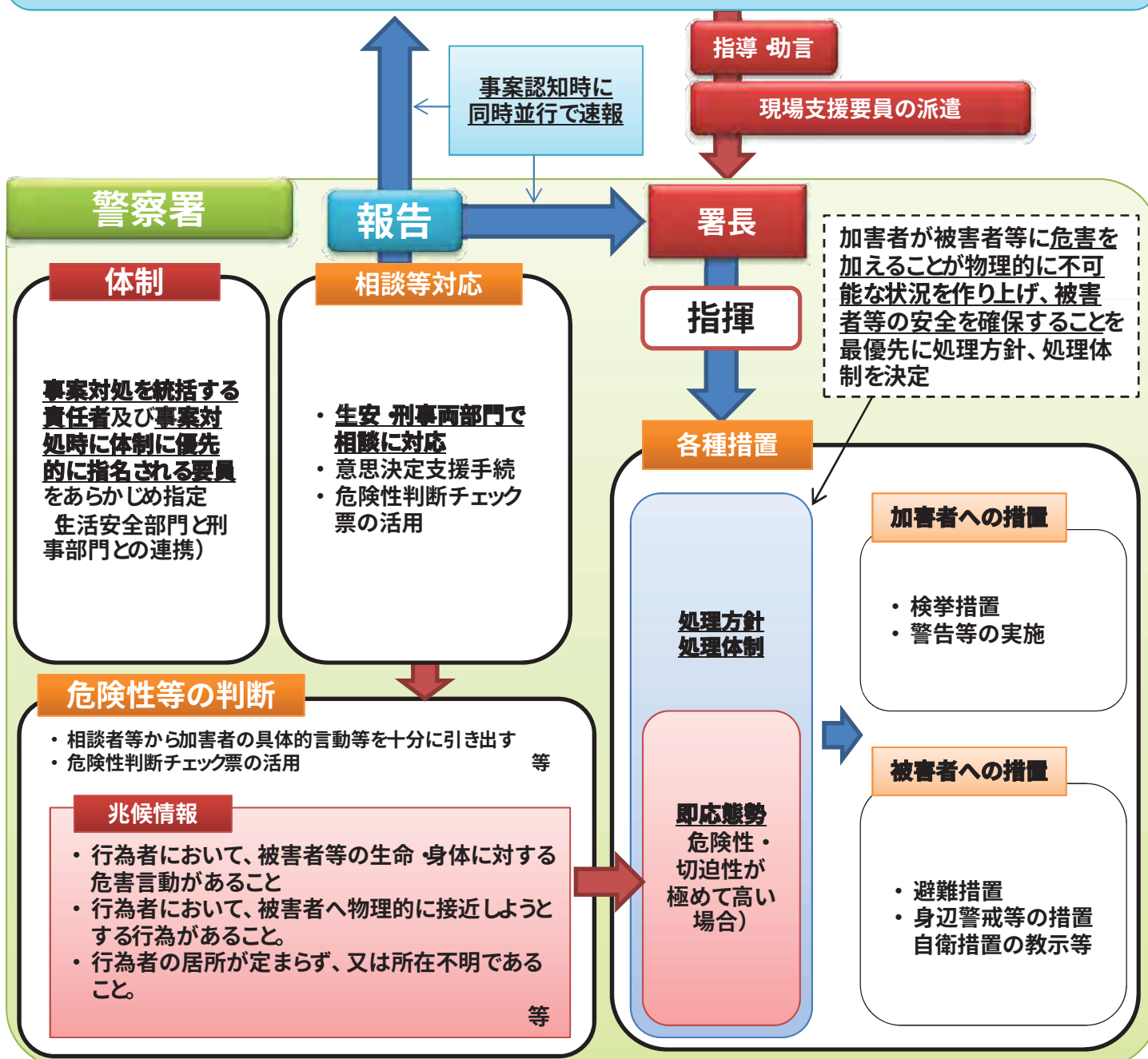
生安部門

刑事部門

現場支援要員

警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員

個別の事態に応じて、刑事部捜査第一課特殊班等の積極的な投入



警察庁ホームページより

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/2/siryou1.pdf>

【関係者・関係機関からの聞き取りの留意点】

- 通報内容については、あざの位置や色の把握にとどめず、「5W1H」の把握につとめる。
例：「いつ」「誰が」「誰に対して」「何をしたのか」
「なぜしたのか」「それによってどうなったのか」
- 本人や家族から「誰にも言わないで」と言われている事であっても、虐待対応への協力においては話すことができることを明示する。
- 通報以前の状況、今までの変化について聞き取る。
例：「今までにも、あざができていたことがありますか？」
「それはいつ頃からですか？その頃、どのような状態でしたか？」
「その時ご本人や介護者の方はどのような様子でしたか？」等
- 通報内容以外の、虐待について聞き取る。
例：「今まで、お世話がされていない、あるいは足りていないという状況がありましたか？また、他に気になっていることはありますか？」
「怒鳴ったり罵られたり、無視されたりという状況はどうでしたか？」等
- 高齢者虐待のマニュアルやパンフレットに掲載されている高齢者虐待の具体例一覧⁵を見せ、その中であてはまっているものをチェックしてもらう。
- サービス提供等の関与の中で、関係者・関係機関が感じている困難性、不安を聞く。他の虐待や虐待の要因の把握がされやすい。
例：「関わる上でどのようなことに困ってきましたか？」
「サービスを提供する上で不安に思っている事がありますか？」
- 聞き取りを終了する際に、「今後知らせてほしい状況・内容」を具体化して伝え、これから発生する事実についても迅速に把握できるよう窓口を明確にする。
例：「今後、あざができていたことを把握した場合は、あざに関する記録を取り、区市町村又は地域包括支援センターへお知らせください。」
「それ以外にも、高齢者の方、ご家族の方について【気になる変化】が見られた場合には、直接、区市町村もしくは地域包括支援センターへお知らせください。」

- 児童虐待対応の研究分野では、保護者対応について、下記左欄のように解説されています。高齢者虐待対応と共通する部分もあると思われるため、原文を紹介しつつ、右側に高齢者虐待対応の場合の留意点を示します。

【養護者への対応の基本】

出典『ソーシャルワーカーのための困った場面の保護者対応ガイド～虐待事例における保護者対応の基本と疑問に答えて～（平成16年度厚生労働科学研究子ども家庭総合研究事業 主任研究者 加藤曜子）』より、津崎哲郎著「Ⅰ．保護者対応の基本 1. 介入型対応における保護者対応の基本原則」を記載 下線及び※は「事例分析検討委員会」作成	左記、下線部についての 高齢者虐待対応の場合の留意点 検討委員会 作成
1. 介入型対応における保護者対応の基本原則 虐待を主訴として保護者とやり取りすることは、援助者にとって極めて緊張とストレスのかかる作業になる。特に介入時にケースに参与し、保護者の反感や怒りを買っているような場合はなおさらである。しかし、多くのケースを体験していくと共通した保護者の反応のパターンが見受けられるので、個々の具体的な場面や、やり取りの仕方を想定して、対応に対する具体的な対応や返答の仕方を例示することが実践場面で役に立つと思われるが、具体的に入る前に、対応の基本となるべき態度と姿勢について理解を深めておくことにしたい。 1) 介入型アプローチにおいては、組織、機関としての対応であることを前面に出す 従来の援助や対応は、援助者と対象者の個別のケースワーク関係を重視し、関係性の中で問題の解決を図ろうとする姿勢が強かったが、介入型虐待対応においては個人の関係性よりも組織、機関として考え対処していることを相手に理解してもらう必要がある。つまり、私個人が良いとか悪いとか判断することによって解決する問題ではなく、組織として判断して行動しているので手順を踏んでしか事態が進まないこと、つまり、子どもの各種の検査や観察、調査などの状態確認、また保護者の養育状況の確認などの作業を踏まえ、<u>その後の話し合いを経てより良い養育の在り方</u>	（この欄に解説がない部分については、基本的に「子ども」を「被虐待本人」に、「保護者」を「養護者」に、児童虐待を高齢者虐待に置き換えて理解できるものとして紹介するものです。） ※高齢者虐待対応の場合、本人に「養護者との生活を望まない」「養護者から介護を受けることを望まない」という意思がある場合には、本人の意思に沿った対応となるため、必ずしも「介護等の在り方について養護者の合意を得てい

について合意を得ていきたいということを繰り返し伝える必要がある。※

2) 仕組みや今後の見通し、不服申立の権利などを伝える

子どもが職権で保護されたような場合、保護者は自分の権利が侵害され※1自分自身が否定されたような強いショックと反感を持っているのが普通である。また、自分の家族や子どもが今後どのようなことになるのか見当がつかずそれが混乱に拍車をかけている面があるので、当初は怒りや混乱で話が成立しにくいかも知れないが、保護者の落ち着きにに応じて分かりやすく、簡潔に、そして繰り返し児童相談所や法律の仕組み、今後の見通し、保護者として正当に不当を訴えることができる手続きなど説明する※2ことが大切である。なお、以前は家庭裁判所への申立はケースワークがうまく行かないときの最後の手段と考えがちであったが、保護者にはごく初期の段階で、話し合いが成立しないときは家庭裁判所の判断を仰ぐことになるという、児童福祉の仕組みを明確に伝えて理解してもらうほうが良い。

く」という訳ではない。本人が、養護者に介護を受け共に暮らすことを望んでいる場合には、養護者へ「高齢者の疾患・要介護状態についての説明」「介護方法の理解への支援」「介護技術獲得の支援」を行ったり、養護者と高齢者との関係の在り方や、養護者自身の自立に向かったの話し合いを重ねたりして、養護者支援を行っていくこととなる。

※1 成人である本人の意思に反して居所や医療・介護等サービスを決定する権限は、養護者にはないので、養護者の意思に反して高齢者を分離することは養護者の権利を侵害する行為には該当しない。

※2 説明する内容として、区市町村の高齢者虐待対応所管や地域包括支援センターの役割や高齢者虐待防止法の仕組み、今後の見通し、虐待対応に不満がある場合に相談できる窓口の紹介（例えば、区市町村として設置している行政への苦情処理窓口等）が考えられる。なお、サービスの利用契約や金銭管理の点で、成年後見制度活

用の必要性がある場合には、その点についても判断能力の低下した高齢者の権利を護る仕組みとして明確に伝え理解してもらう方が良い。

3) 挑発に乗らない、挑発しない

困難な保護者には少なくとも数人の職員による複数対応が望ましい。対応の職員数に比例して個人にかかる負担度は軽減するので、職種、役職を問わず複数で対応することが個人へのプレッシャーを考えると大切である。また虐待の保護者は力や恫喝で意向を通そうとする傾向が強く、さまざまな形で脅しをかけてくることも多いが、及び腰になると効果を感じ取ってよりその態度を強めてくることが多いので、チーム連携をして冷静に対処することが重要である。決定や考え方に対しても特定の個人に攻撃を向けさせないために会議で決まるとの説明が妥当であろう。しかし一方挑発に対してはコントロールが利きにくい人たちであることも多いので、売り言葉に買い言葉的な言動には十分留意が必要である。また、相手の言動が暴力を伴うなど明らかに節度を越えていたり、長時間の居座りなどの場合には躊躇なく 110 番をして排除するほうが良い。警察を呼ぶことによる関係性の破たんを気にする向きもあるが、度を越えても警察を呼ばないということがわかると、そのような態度を繰り返したりさらに強く出ることが多く、かえって問題である。

4) うそや安易な気休めは言わない

保護者の感情や勢いに押されて、その場しのぎでのうそやごまかし、また約束できないような安易な気休めは控えるほうがよい。保護者は自分のことはさておき、相手の言動を自分の都合の良いほうに取り込み、執拗に職員の言葉にこだわることが多いが、一時しのぎのごまかしは次の矛盾を引き起こし、そのことによって事態の説明が一層困難になることが少なくない上、それが覆いきれなくなったときにそのことを執拗に攻められてケースの進展がままならなくなることもあるので、答えにくいことは、そのことについては「お答えできない」と明確に意思表示してお

左記の他、関係機関と返答についてすり合わせておく内容として、分離先の施設に関する情報等が考えられる。また、土日夜間の対応についても検討しておく必要がある。

なお、関係機関に対して伝える必要がない情報(例

くほうが良い。通告者が誰であるのかという問いかけには「法律上答えられない」と明示するのが良いが、学校や病院などからの通告で通告先が見当つくときには、あらかじめ機関と保護者への説明のしかたを十分すり合わせておく必要がある。

5) 興奮が冷めるのを待つ、飲酒時には応接しない

保護者が極度に興奮しているときには、多分何を言っても耳に入らないのでいちいち相手の言葉に返答、弁明するよりも、うなずいたり、短い言葉で返しながらその感情が収まるのを待って、徐々に親の言い分の確認と、仕組み、見通し、不服申立の権利※1の話に転じていくのが良い。子どもの引取りを目的として来所しているようなとき※2は、引き取れないと分かると面接を要求することが多いが、会わずと子どもに帰ることを強要し、子どももその勢いに逆らえなくなることが多いので、面接についても一通りの検査や観察で十分子どもの本音が確認できるまでは会わすべきではない。また会えないことを子どもの意思だけの理由にすると、子どもへのさまざまな働きかけへとつながったり子どもへの憎しみに転じることがあるので、機関としては「今は会ってもらうことができない」と明確に説明するほうが良い。また保護者が飲酒して来所しているようなときは、素面でないと応接できないと出直しを求めるようにし、飲酒しては対応してもらえないとの意識を喚起するほうが良い。

えば分離している施設名)は共有せず、関係機関が養護者からの問い合わせに対して「知らされていない」と伝えることができるよう工夫を行うことも求められる。

※1 高齢者虐待対応の場合、養護者には本人への措置についての不服申立ての権利はない(区市町村として設置している行政への苦情処理窓口等の紹介は考えられる。)

※2 養護者が、本人に会いたいという場合は、本人が養護者に会いたいと思っているかどうかの確認から始め、どういう環境が整えば会う事ができるかを検討し、養護者へ伝えることとなる。本人が「会いたくない」と言っている場合には、本人の意思尊重の対応となるが、本人が「会いたい」と言った場合でも、認知症やパワレス等の影響で本人の判断が現状を認識した上でなされているとは言い難い場合には、意思尊重についても検討を要する。詳しくは、本報告書 p.106「面会制限」参照)

6) こだわりと行動・思考パターンを読み取る

虐待の保護者は、それぞれの成育史や考え方にに基づき、特定の事柄にこだわりを持ち、かなりかたくなな思考パターンを維持している者が少なくない。子どもの言動に関しても「嘘だけは許せない」とか「謝らないことが許せない」とか「食事態度が気に入らない」などとこだわりの対象が微妙に異なり、柔軟性のないしつけ観や、対人的、社会的に独特の处世観を持っている。※したがって、いわゆる通常の常識が通用しにくい人たちであることが多いので、相手の基本的言動の枠組みになっている思考パターンやこだわりを出来るだけ早くキャッチすることが重要である。言葉や態度の断片からその特徴を読み取ることが大切であるが、その背景にある過去の体験やこれまでの生活についても話の展開の中で語らせることがより正確な相手の理解につながる。一定の相手の人物像や思考・価値・行動パターンを理解することができれば、それに応じた機関としての対応や個別的対処も比較的やりやすくなる。

※高齢者虐待対応の場合、養護者が本人の現状を受け入れられず、「認知症の演技をしている」「必ず元気になる」など、高齢者が担っていた役割への強い回復願望や、「甘やかすとどんどん状態が悪化する」、「普通の排泄、普通の食事が一番である」など、本人に適切とはいえない養護者のこだわりによる介護をする場合がある。

7) 虐待の確認については虐待の有無よりも具体状況の確認

虐待の確認を行う場合※1、虐待をしたか、していないかのやり取りは意味が薄い。なぜなら加害者の意識は自らの行為が虐待に相当するとは思っていないことが一般的であるからだ。したがって、より具体的な場面における日常の子どもの動作や振る舞い、または様子、そしてまたそれに対する保護者の接し方や反応の仕方、あるいはしつけや養育に対する考え方など評価抜きで聞き取るほうが良い。そして、これらの事実確認ができた時点で、必要性やタイミングを見計らって、保護者の意図や思いがどうであれ、その行為、あるいはまた必要な行為をしなかったことは、今の法律に照らせば虐待とみなされるということを解説的に説明する※2ほうが、相手にとっても理解がしやすくなる。納得と自覚がないまま虐待という言葉が先行することによって、反発だけが高まってしまふことはできるだけ減じるほうがケース進展にとって有利である。

※1 事実確認については、基本的に児童虐待と違いはないが、高齢者には財産の問題がからんでくる特殊性がある。本人の年金、財産等が本人の意思に基づいて使用、管理されているかも確認を行う。

※2 養護者が高齢者の推定相続人である場合には、「虐待」という言葉から「相続から廃除されるかもしれない」という予測をし、反発を強める養護者もいる。そのため、『虐待』に該当している」という伝え方をするかどうかについては、組織決定の上で行った方がよい。特に、地域

包括支援センターのみの判断で伝えるのではなく、区市町村担当所管を含めた組織決定が求められると考えられる。

8) 子どもの思いの伝え方

保護者は保護された子どもが親や家族をどう思っているのか聞きたがることが多い。子どもは保護者を明らかに拒否している場合も少なくないが、一般的にはアンビバレントであったり混乱していることも多いので、初期の段階で子どもの思いを単純に保護者に伝えることは避けるほうが良い。むしろこれから「時間をかけて各種の検査や観察を通して子どもがどのように思い感じているかを把握していきたい」と当初は説明しておくほうが良い。子どもの意思がはっきりし保護者を拒否している場合においても、「今は怖いという気持ちや不安のほうは先行しているようですね」などとニュアンスを和らげながらその思いを伝え、「ただこれから親御さんの適切なかわりがあればイメージが変化していくと思いますよ」などと、将来の修復に向けた布石を残しておくほうがケースの展開はしやすくなることが多い。

9) こう着性の打破

虐待のもっとも困難な問題は、家族ダイナミズムが生み出す悪循環とこう着性である。単なる言葉の反省や約束では容易に変わらない家族の構造や行動パターンに援助者は注意を向けなければいけない。その意味において在宅のケースの場合、関与に拒否的なスタンスや言動においては、ケース運びの展開を変える必要性を認識することが大切である。理屈の立たない拒否や先延ばしは子どもに会わせないための常套句の一つであるが、漫然と先延ばしに応じることは事態の悪化を招くことが多い。少なくとも2～3回の訪問等の拒否に対しては、文章などで会えない場合**職権での介入もあることを警告※**として伝えておく必要がある。関与への拒否は相手の行動パターンやこう着性を変えないというメッセージであるので、相手のペースに合わせてしまうことは致命的結果を招きかねない。警告後も態度が変わらないようなときは、立入調査と職権保護の段取り、及び具体的手順に速やかに移

※高齢者虐待対応の場合、尊重されるべきは本人の意思であるため、本人から明確に「家を出たい」「サービスを利用したい」「家族にそのことを知らせたくない」等の意思表示がされている場合には、養護者に介入についての「警告」を行う必要はない。養護者による拒否や先延ばしによって、高齢者にも会えない状態が続く事態については、左記と同様に「介入」

行するほうが良い。緊急性やリスクが高いときには警告なしの職権保護もあり得るが、一度警告の前置があると職権保護の際に相手の反発に対して説明が容易になる。

10) ソフトアプローチとハードアプローチ

ケースに応じて従来のソフトアプローチとハードアプローチどちらを活用すべきか十分吟味が要る。親に援助を受けるニーズがあったり、話し合いが可能である場合はソフトアプローチが適切であるが、接近が困難であったり改善の見込みが立ちにくいような場合は、後の対立や援助関係にこだわることなくハードアプローチに切り替える決断が必要になる。

ハードアプローチにおけるソーシャルワークの基本的な流れは、以下の形で進むことを理解し、親への毅然とした対応が求められることを認識することが重要である。

強い介入による親の不適切な行為への歯止めと虐待の告知 → 対立と混乱 → 現実規範に基づく壁の体験 (必要に応じて裁判所申立) ※ → 親の妥協と援助者のねぎらい → 改善条件の合意 → 援助に向けた支援

がありうることを伝えることが考えられる(詳しくは、本報告書 p.28～29「養護者へのアプローチ方法」【文章例 1、2】参照)。

※児童虐待対応の場合には、これは親権の停止等に関する申立てを指していると思われる。

しかし、高齢者虐待対応の場合には、たとえ扶養義務があったとしても、養護者には高齢者の権利利益を代理するような権限は法的に規定されていない。そのため、養護者の権限停止等に関する申立ては存在しない。

養護者がいる場合であっても、成年後見制度を活用し(区市町村長申立等)、養護者以外の者が本人の身上監護・財産管理を行うことで、本人の権利擁護が図られることになる。

11) 対立は新たな関係性への入り口

対立は、従来型の対人援助の破綻と捉え、介入による摩擦やトラブルを過度に恐れる傾向にあったが、対立は質的に異なる新たな関係の入り口として前向きに評価することが大切である。保護者が自分流のやり方を押し通し、周りが困りながらもそれを受け入れている間は、保護者の行動変容は難しいことを理解しなければならない。保護者に無理が通らない現実を体感させ、妥協を引き出した後、援助者がいたわりやねぎらいの言葉を添えることに

よって関係性が急速に改善されることが多い。そのプロセスを経由して初めて虐待状況の改善に向けた具体的な話の土台が形作られることになる。保護者が自分流のやり方を押し通そうとしている間はいかなる提案も効果を発揮することは難しい。

12) 保護者の立場、生活、考えなどに配慮した具体的な改善策の実施

保護者が現実と向き合い話し合いが可能になれば、改善のプログラム提示※1としていくつかの手法・内容の想定がいる。

最近、試みとして詳細されだしてきたのは、いわゆる親としての子育て・しつけ行動に焦点を当てた狭義のペアレンティングである。その手法は米国などから紹介されたものが多いが、何回かのセッションに分けられ、子どものしかり方、ほめ方、コミュニケーションの取り方、子どもの理解の仕方、怒りのコントロール、自分自身の理解など※2具体的な親子関係の技術を身に付けることを意図している。しかし、通常継続させるための強い動機付けや枠組みがあるので、より緩やかなかわり確保することによって内容を変則的に応用するというやり方もある。また、家庭生活全般の改善を目指すために、地域ネットワークとして複数の機関がチームとしてかわり、家族全体をサポートしていく※3という手法もある。さらには、公私の資源を活用した育児サポートと定期通所、あるいは定期訪問の受け入れを条件化するというやり方も可能である。さらには、最低限の遵守事項※4、たとえば保育所や学校に休まず通わず、体罰を用いない等を定め、その履行状況を見守りながら生活や子どもの様子を見ていくという手法もある。

いずれにしても援助機関の体制や地域の資源状況を考慮しながら、保護者の乗りやすい改善プランを選択するとともに、保護者のやりとりにおいては、相手の考え、生活条件、これまでの生活体験、価値などを極力考慮した形で具体的、明確、簡潔なコミュニケーションを成立させる工夫が必要になる。なお、約束が履行されず事態の悪化が生じているような場合は、再び一時保護を実行する決意が援助側に必要である。

※1 児童虐待対応では、子供の一時保護を行ってある間に保護者に対して改善プログラム参加の提案等が行われることがあり、海外から幾つかのプログラムが持ち込まれ、日本版に開発されている(詳しくは p.83「児童福祉分野での親支援プログラム」参照)。

※2 認知症等高齢者とのコミュニケーションの取り方、介護方法への支援については、介護者教室や家族会への参加が代替するものと考えられるが、養護者自身の怒りのコントロールや自分自身の理解などが学べる「プログラム」への参加によって養護者の態度改善を求める形式のものは、高齢者福祉分野にはまだ十分な研究や実績がない。

※3 養護者自身も福祉保健医療ニーズを抱えていることも多いため、養護者(介護者)としての関わりだけではなく、養護者個人のための支援チームが必

要なことも多い。最初から家族全体のサポートという視点でアセスメントするのではなく、高齢者、養護者それぞれ個人のニーズをアセスメントし、それぞれへの支援チームが連携していくという視点が求められる。その結果として、在宅生活を継続する場合は、虐待が起こっている高齢者の家族全体をサポートする形となることは多い。

※4 一旦分離した場合、サービスの利用や暴力を行わない事、定期受診・服薬管理を行う事等の遵守事項を示して在宅生活へ戻ることは考えられる。約束が守られない場合には、再度分離を図ることになる。また、一時的に虐待が解消し状況が改善されたように見えたとしても、定期的なモニタリング・評価を行い、事態悪化を見逃さないことが重要である。

(報告書p30～38より)

本ページに下記書籍からの引用がありましたが、著作権の都合により割愛いたします。

公益社団法人あい権利擁護支援ネット(監), 池田恵利子・高橋智子・川端 伸子(著)
『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイドー地域の見守りと介入のポイントー』
(中央法規出版) p.169及び奥付

本ページに下記書籍からの引用がありましたが、著作権の都合により割愛いたします。

公益社団法人あい権利擁護支援ネット(監), 池田恵利子・高橋智子・川端 伸子(著)
『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイドー地域の見守りと介入のポイントー』
(中央法規出版) p.169及び奥付

【参考】進行管理会議録

虐待対応進行管理会議日（ 年 月 日）

No.	初回相談日 （虐待事案の 判断日）	虐待 種別 （疑い の場合）	本人氏名 （性別、年齢） ADL 認知度	本人要介護度	サービス 利用	経済 状況	世帯構成	養護者 氏名 状況	行政処分等 の実施状況	事例対応概要 本人の現在の状況と意向	最急対応要 日付と方法	モニタリング 実施状況	モ ニ タ リ ン グ による	検討が必要な内容				次 回 の 予 定 日	担 当 （ 副 担 ）	進 行 管 理 結 果
														分 離 ・ 措 置	面 会 制 限	後 見 申 立	立 入 調 査			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				

【参考】進行管理会議録（記入例）

虐待対応進行管理会議日（2012年5月26日）

No.	初回相談日 （虐待事実の 判断日）	虐待 種別 （疑いの 場合）	本人氏名 （性別・年齢） 自立度 認知	本人要介護度	サービス 利用	経済状 況	世帯構成	養護者 氏名 状況	行政処分等 の実施状況	事例対応概要 本人の現在の状況と意向	最終安否確認 と方法	モ担当 実施状況 により 変化する	検討が必要な内容	次回 会議の 予定	担当 （副担当）	進行 管理 結果
検討が必要な内容														ケース会議 日程調整中	山田 （鈴木）	措置につ いて検討 の上〇月 〇日まで に報告
	1	2011/06/7 （2011/9/25）	身体	財団 花子 （女性、79） アルツハイマー ADL自立 認知Ⅲa	介護3	分離以前は DS2回／W	生	本人・長男	シヨート（措置） （H23.4/27～ 7/26）	本人のケアマネ〇〇から相談。 暴力は以前からあり、助産を虐待。緊急受診後 に措置シヨート利用。現在、今後の対応方針を検 討中。本人はシヨート先で安定して生活、帰宅意 向なし。	SS利用中	2012/5/25 （包括が施設 へ電話できさ と）	無	首長 申立 検討 要	検討 要	
	2	2009/8/4 （2010/10/18）	放置	東京 太郎 （男性、72） 受診なし 手引き歩行 認知Ⅱb？	未申請	未利用	国保 110万 不動産 所有	本人・甥 本人・甥	なし	徘徊放置より近隣からの通報で関与を開始。 2010年10月本人ADL低下より介護認定が難 航。現在、甥に連絡をとり介護保険申請を進め ているが、関西へ転居予定（具体的には未定）を 理由になかなかサービス利用とならない。3月以 降、甥より折り返しの電話なく本人の安否確認で きていない。	2012/3/4 （本人宅を包 括が訪問）	同左	首長 申立 検討 要	検討 要	早急に ケアメ ンバー 会議 を開催	
	3	2012/4/27 （2012/5/9）	身体 （経済）	関東 正夫 （男性、92） 脳梗塞 小脳梗塞 嚥下きり 認知なし	介護5	HN2回／W DS3回／W	年金 250万	本人・妻	なし	ケアマネからの通報。 妻によるサービス利用拒否、入院先からの連 れ帰りが以前よりあったが、夜間尿漏れ時に暴 力をふるってしまふことを確認。サービス増量が できなため、見守り支援中。	2012/5/24 （DS利用）	同左 （包括職員が 電話で聞取）	無	無	来月サービス 担当者会議と 同時開催予 定	特になし
	4	2012/2/22 （2012/2/23）	身	神楽 美子 （女性、69） 関節リウマチ ADL自立 認知なし	支援1	SS利用 中	年金 120万 不動産 収入有	分離以前は 本人・弟夫婦 本人・弟夫婦	なし	あざだらけになり警察に保護を求めた本人が、警 察と一緒に市に案内し、暴力がひどいので家を 出たい届出。本人契約によりサ付住宅利用中。 弟夫婦に本人の居場所を伝えないという支援を している。	2012/5/10 （市担当者が 訪問）	2012/5/22～2週間 以内に介護 士を含めたコ アメンバー 開催予定	無	無	無	特になし
	5	2011/12/16 （認定なし）	（身） （経）	飯田橋 坂子 （女性、69） 脳梗塞後遺症 車いす 認知Ⅱb	介護4	DS5回／W	未確認	本人・長女	なし	デイサービス⇒ケアマネより通報。本人が説明し たから自然に内出血があり（長女は「転 倒」と説明）。事実確認中。 本人は楽しみにしているにも関わらず、サービス 利用に遠慮がちなことから経済的虐待の可 能性もあり。	2012/5/25 （DS利用）	同左 （包括職員が 電話で聞取）	無	無	無	次回進行 管理会議 までに事 実確認の 方針厘 し

行政機関・関係団体むけ高齢者虐待 防止・対応のための研修会（養護者編）

**日本福祉大学社会福祉学部
湯原悦子**

1

事例について：あるある困ったポイント 1

**・虐待行為が疑われる息子が「反省し」、
支援者の提案に素直に従ったので、虐待
の判断をしなかった**

**…これにより、どのようなマズイ事態が生
じるのか？**

2

- ・ 対応の責任者は誰？
- ・ 養護者を支援する体制を取る必要あり
- ・ 虐待の場合、虐待する人とされる人を、同じ人物が同時に支援することはほぼ不可能…チームとして関わる体制をつくること
- ・ 経過を見守るって、見守ってどうするの？

3

あるある困ったポイント2

- ▶ 虐待が疑われる息子が関わりを拒否する、本人の様子が分からない…
- ・ 特にネグレクトの場合は不安が募る。今、本人の健康状態は？きちんと栄養を取ることができているのか？

4

- ▶ 迷った時は基本に忠実に。既存のチェックシートを使おう！

母親の背中にあざがある、やせてきている、ネグレクトが疑われるのに配食弁当に手がつけられていない…

⇒ 「栄養失調等」が確認された場合は「緊急保護の検討が必要」と書いてある。

5

あるある困ったポイント3

- ▶ 経験がないから、立ち入り調査や分離保護はやれない。
- ▶ 相談にのってくれるはずの県が全く頼りにならない。

・ 恐るに足らず、マニュアルには誰が、どこで、何をするのかについて、手順がこと細かに書いてある！！

6

あるある困ったポイント4

▶ 息子は警察にも激しく抵抗、ほうきを逆に持って向かってきた！！

・ 困った人は困っている人である。最初のボタンの掛け違い、訪問介護スタッフが息子の介護困難を把握し、ねぎらいの言葉をかけていたら...

7

重篤事例が生じた場合の検証のあり方、活かし方

▶ たとえば...

傷害致死の事例。夫（86）が認知症の妻（85）を介護していた。二人暮らし、近隣に長男夫婦が住んでいた。

妻は要介護1、認知症、介護サービス利用なし。夫も要支援1でMCI、デイサービスを利用。夫から包括に何度も助けを求める訴えあり。公判では「妻は認知症で言うことをきかなかった」と供述。

...事例検証のポイントは？

8

ポイント：後追いでのあるら捜しではなく、通常の支援のなかでできることを考える

▶ そもそも、検証を行う必要はあるのか？

支援担当は大変傷ついている、そっとしておいてほしいとよく言われる。支援者の落ち度でない場合はたくさんある、よく分からないままやむやにされると支援者はもっと傷つくかも。やり方で工夫、**後追いでのあるら捜しではなく、通常の支援のなかでできることを考える**。（例：高齢、認認介護、介護者がうつ、誰もが感心するくらい丁寧に介護をしていた）

▶ いつ、どのようなメンバーで検証を行うのか？

⇒基本的にはクローズで、関わっていた支援者や市の担当職員が集まるとよい。時期は、公判が行われるのなら、裁判で介護者側の事情が明らかにされてからでもよいと思う。個別の事例を一般公開でやるのはおすすめしない

9

都道府県による市町村支援の考え方、方法

- ▶ 第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- ▶ 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

※特に重視していただきたいこと

- ・居室確保のための支援…「広域で」調整を行う
- ・立ち入り調査や措置… 経験のない市町村から相談があった場合、「どうしたらよいか」をアドバイスできるよう、あらかじめ学習を。経験がある市から情報を得たり、調査を行ってもよい。
- ・専門的人材の育成 …担当者が変わっても基礎的な対応はできるよう、研修を。

10

事前準備としての（高齢者虐待）防止

- ▶ 虐待の防止... なかなか難しいが、介護者支援の取り組みは効果あり



手帳の中には、介護者の体験談や介護をしている方の健康チェック、認知症に関する知識や認知症の人の介護をする際のコツなどが記載されています！

11

事前準備としての対応体制の検討、構築

- ・ネットワークの構築は重要。

虐待者に精神疾患や、軽度の知的障害が疑われる！！

- ⇒ 障害を担当する課の相談支援との連携
- ⇒ 保健センターの保健師、包括の保健師との連携

ネグレクト家庭、一家そろって支援が必要！！

- ⇒ 子どもをきっかけに発覚することもある...

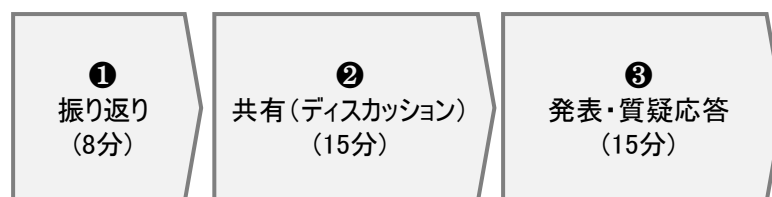
12

参考文献

- ▶ 社団法人日本社会福祉士会編『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規、2011.
- ▶ 公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部
ケアラー手帳
<http://www.hearttoheart.or.jp/kazoku/yakudachi/techo.html>

13

5 振り返りと情報共有



平成28年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)
「高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業」

行政機関・関係団体むけ高齢者虐待防止・対応のための研修会
【養護者による高齢者虐待編】
第1回(大阪会場)

(開催)平成29年2月23日

(発行)社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター
〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目149-1
TEL(022)303-7550 FAX(022)303-7570